

⑪ 地価の状況

秦野駅周辺の地価は下落傾向にある。特に駅北側の下落が大きく、地点②③④では2024(令和6)年までの9年間で平均24%下落している。特に、県道705号沿い本町二丁目の地点②は最も下落率が高く、39%下落した。

住宅系地域の地価は4年間で-3%と変化は小さいが、下落が続いている。

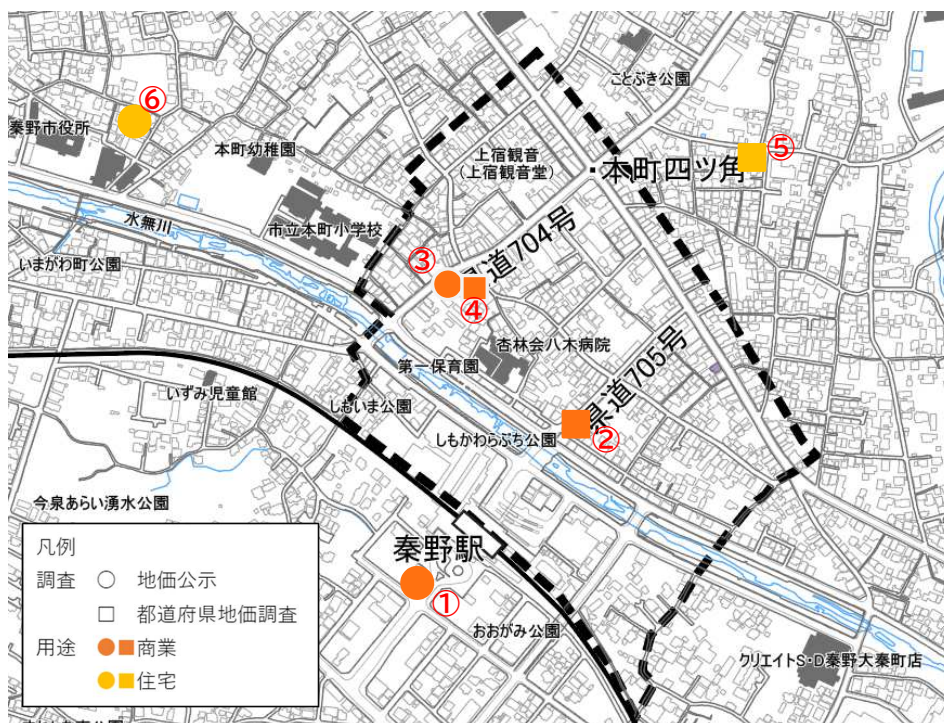
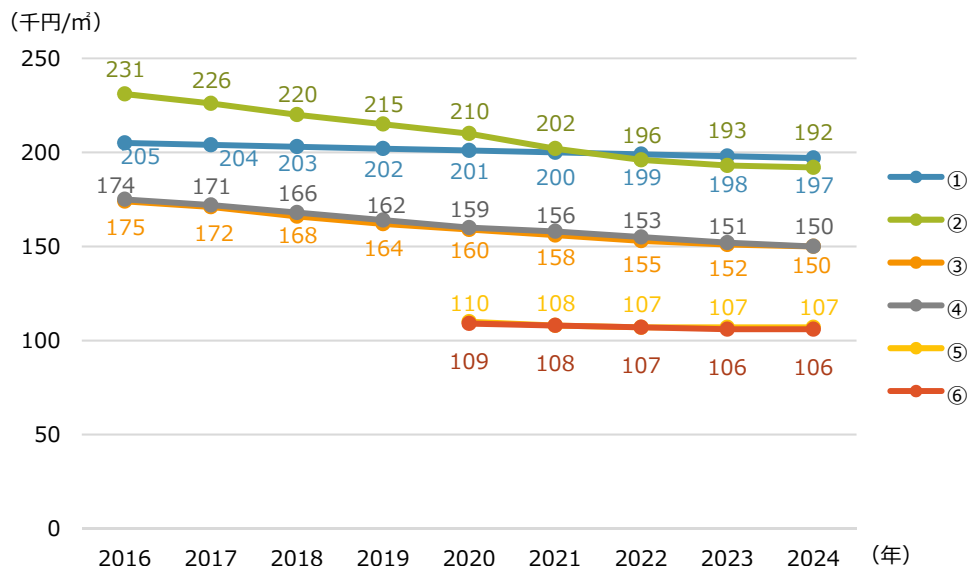


図 秦野駅周辺の地価の推移

⑫ 駐車場・空き地の状況

秦野駅周辺の大規模な駐車場は、主に秦野駅南口に多く存在している。古い建築物が多い市街地は、建替えがされずに駐車場や空き地になっているケースが多く、低未利用地が広く点在している状況にある。

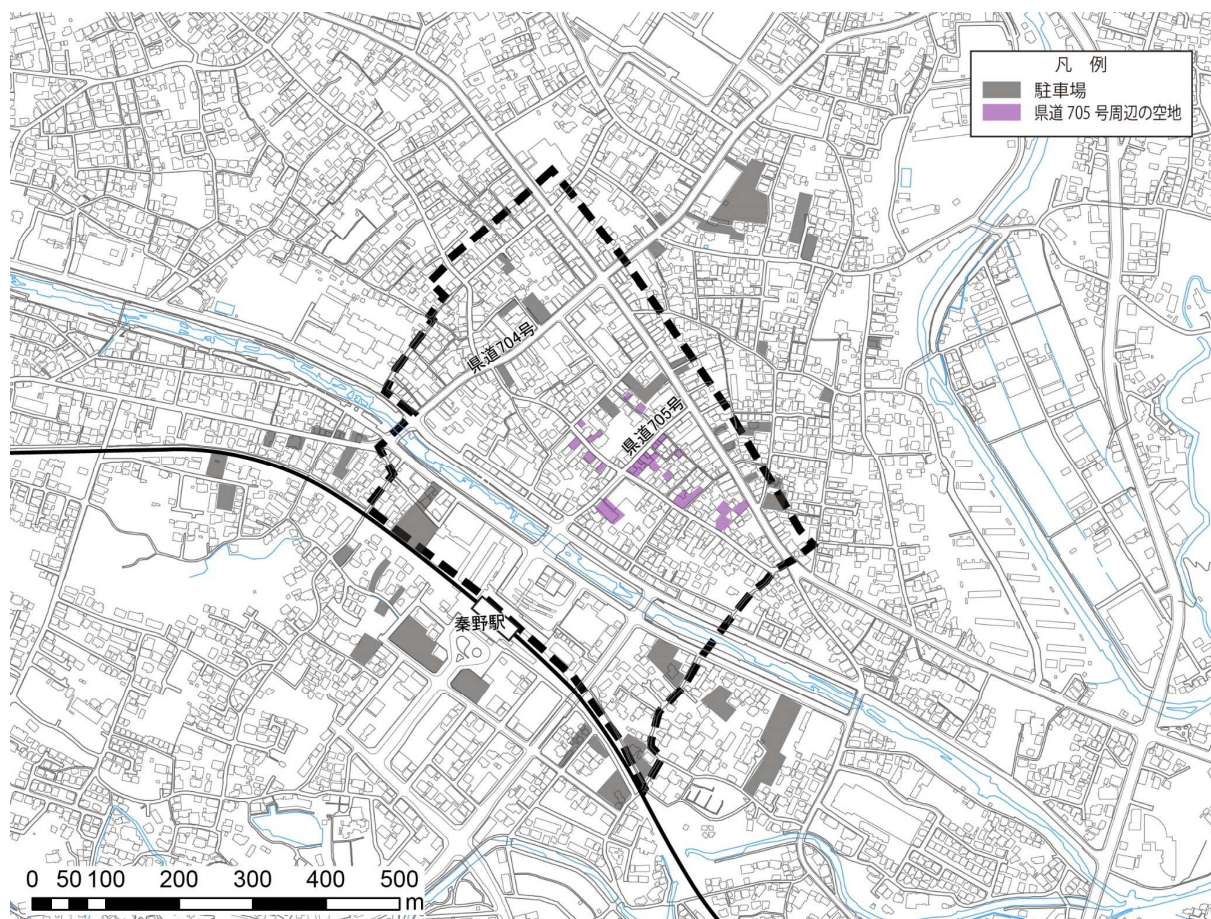


図 秦野駅周辺の駐車場・空き地

【3】地域住民のニーズ等の把握

① 令和4年度 秦野駅北口周辺にぎわい創造検討懇話会第1回ワークショップ結果

2022（令和4）年度は、まちづくりビジョン策定に向け、市、市民、有識者らを交えた懇話会を開催し、第1回では秦野駅北口周辺の地域資源と課題の発掘を目的にワークショップを行った。

その結果、古くからの街並みや歴史的な場所、水無川沿いの緑空間等が魅力として挙げたが、一方で秦野駅北口周辺には特徴や魅力がないという意見もあった。

秦野駅北口周辺に足りないものとしては、飲食店や商業施設、交流・滞留空間等の意見が挙げられた。

【実施概要】

日時：2022（令和4）年9月11日（日） 14：00～16：00

参加人数：25名

ワークショップテーマ：

- ① 秦野駅北口周辺の特徴や魅力を見える化するマップづくり
- ② これから“はだの”に住みたい人・お店を出したい人・ぶらりと訪れたい人に向け、魅力ある場所として何処を紹介しますか？

【実施結果のまとめ】

秦野駅北口周辺の特徴・魅力
・ 明治・昭和初期の街並み（五十嵐商店、中山商事、路地空間 等） ・ 歴史・文化資産や歴史ある場所（上宿観音、四ツ角 等） ・ 新しい素敵な家 ・ 水無川沿いの桜、散策路 ・ 駅に近い、交通の便が良い ・ お茶・水が美味しい（湧き水等）
秦野駅北口周辺に不足しているもの
・ オープンカフェやお酒が飲める等の昼夜楽しめる飲食店 ・ 人々が集まれる、交流できる、憩える場所 ・ アミューズメントやエンターテインメントなどの娯楽施設 ・ 魅力的な集客施設（マーケット、個人商店が集積する商業施設 等） ・ 十日市場の頃のにぎわい ・ 宿泊施設や魅力的なお土産などの観光資源 ・ 多様な移動手段（コミュニティバス、レンタサイクル、電動バイク 等） ・ 防災広場や電柱の地中化などの防災性の向上 ・ 散歩道のネーミング ・ 非日常なまちの雰囲気 ・ 商店街の後継者、若者を呼び込む力

② 令和５年度 社会実験時アンケート結果

2023（令和５）年度に実施した社会実験（県道 705 号沿い及び市道 6 号線道路空間）においてアンケート調査を行った。

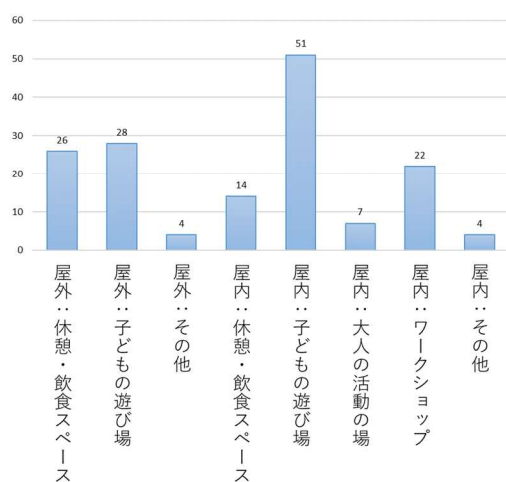
社会実験で良かったものを問う設問の最多回答は、屋内こどもの遊び場で、次いで屋外こどもの遊び場、休憩・飲食スペース、ワークショップが同等の回答であった。

秦野駅周辺にあったら行ってみたい施設としては、飲食店・カフェ、公園・広場、商業施設へのニーズが高く、それに合わせて駐車場の整備を望む意見が多かった。

秦野駅北口周辺の魅力については、安全・安心に通行や利用ができる（88%）という意見が多い一方で、子供と過ごす場所がない（50.9%）、行きたい場所・お店がない（45.5%）という回答が多く、課題である。

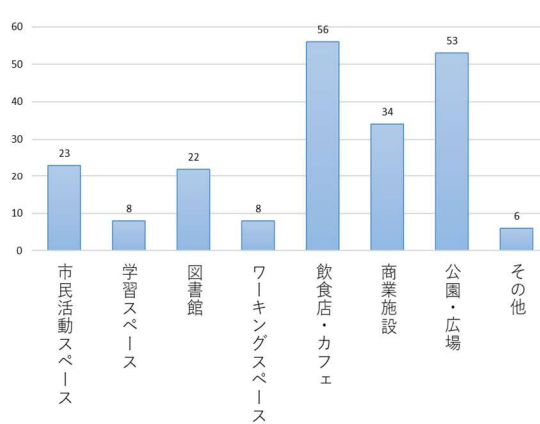
Q.社会実験で良かったもの・満足したもの

（令和５年７月（県道 705 号沿い）社会実験時）



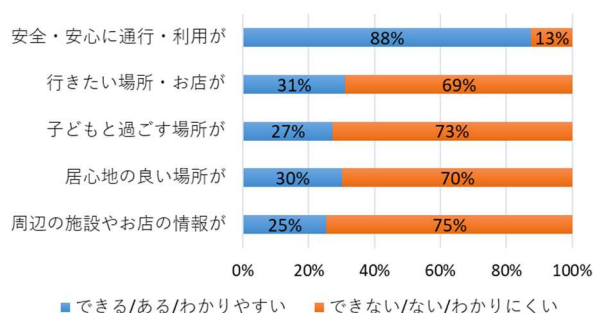
Q.秦野駅周辺にあったら行きたい施設

（令和５年７月（県道 705 号沿い）社会実験時）



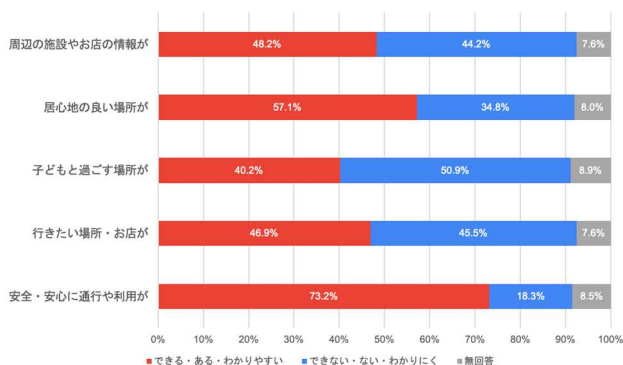
Q.秦野駅北口周辺の魅力

（令和５年７月（県道 705 号沿い）社会実験時）



（令和５年 11 月（市道 6 号線道路空間））

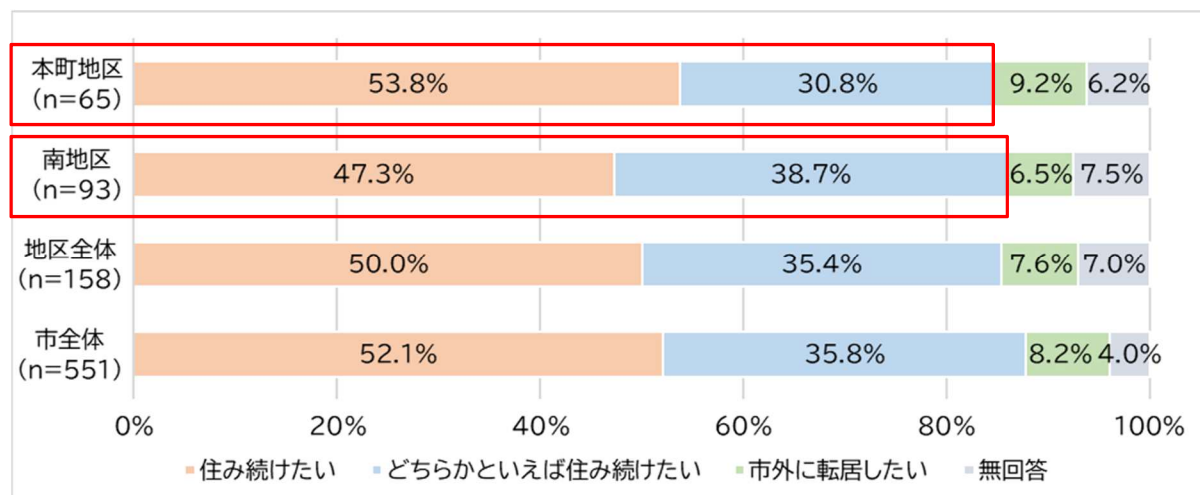
現在の秦野駅北口周辺の魅力や問題点だと思うところは何ですか。



③ 総合計画市民意識調査結果

2023（令和 5）年度に実施した市民意識調査の結果によると、当地区に「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」の合計は、本町地区 84.6%、南地区 86.0%となっており、住み続けたい理由としては、「自分の土地だから」（本町地区 74.5%、南地区 83.8%）、「豊かな自然がある」（本町地区 50.9%、南地区 47.5%）、「買い物がしやすい」（本町地区 34.5%、南地区 28.8%）のほか、本町地区では「地域に愛着がある」（29.1%）、南地区では「交通が便利である」（22.5%）といった回答が多い。

■定住意向について



■住み続けたい理由

選択肢	自分の家（土地）だから	豊かな自然がある	公共施設が充実	交通が便利である	買い物がしやすい	子育て環境が整っている	教育環境が整っている	地域や近所づきあいが良好	地域に愛着がある	仕事や学校の関係で	その他
市全体 (n=484)	82.6%	52.9%	5.2%	23.8%	24.0%	2.7%	1.9%	15.5%	24.2%	10.1%	4.5%
地区全体 (n=135)	80.0%	48.9%	7.4%	22.2%	31.1%	3.0%	2.2%	11.9%	24.4%	5.9%	5.9%
本町地区 (n=55)	74.5%	50.9%	3.6%	21.8%	34.5%	5.5%	5.5%	14.5%	29.1%	5.5%	5.5%
南地区 (n=80)	83.8%	47.5%	10.0%	22.5%	28.8%	1.3%	0.0%	10.0%	21.3%	6.3%	6.3%

出典：基礎調査（市民等意識調査）報告書（令和 6 年 3 月）

【4】これまでの中心市街地活性化に関する取組

（１）地区にかかる主な既往のまちづくり活動

秦野市の中心市街地におけるこれまでの取組は、1985（昭和 60）年度に総合計画において「シビックマート構想（※）」を提唱したことを契機に、様々なまちづくりの検討・活動が行われてきたが、近傍への商業施設の出店や社会情勢の変化から、にぎわい・交流を生む拠点となる機能を整備するには至らなかった。（※1999（平成 11）年度に白紙撤回）

2010（平成 22）年に県道 705 号の拡幅事業が着手され、まちづくりへの機運が徐々に高まり、2022（令和 4）年のまちづくりビジョン策定に向けたシンポジウムを機に、2023（令和 5）年に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」が公表され、その中で優先的・短期的に取り組む重点プロジェクトを位置付けた。県道 705 号沿いに地域と秦野を訪れる人との交流を生む拠点の形成を目指すなど、中心市街地活性化の取組を公民で連携し推進している。

年度	主な出来事
1985(昭和 60)年	総合計画でシビックマート構想(※)の提唱
1986(昭和 61)年	秦野駅北口周辺整備計画を策定
1990(平成 2)年	秦野市本町一丁目地区まちづくり研究協議会の発足
1995(平成 7)年	シビックマート構想事業推進協議会の発足・ジャスコ（現イオン）秦野店が専売公社跡地にオープン
1996(平成 8)年	協議会によりまちづくりビジョンを策定
1997(平成 9)年	具体化策「施設計画案」を策定
1998(平成 10)年	シビックマート計画推進を断念（同時に協議会は解散）
1999(平成 11)年	シビックマート構想の白紙撤回を表明
1999(平成 11)年	秦野市まちづくり条例を制定（平成 12 年度施行）
2000(平成 12)年	秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会の発足
2003(平成 15)年	協議会でまちづくり全体構想を策定
2007(平成 19)年	本町上宿まちづくり協議会の発足
2008(平成 20)年	本町上宿地区まちづくり基本構想を策定
2010(平成 22)年	県道 705 号（第 1 工区）の着手
2013(平成 25)年	秦野駅前通り周辺まちづくり検討会の発足
2016(平成 28)年	県道 705 号（第 2 工区）の着手・本町 705 周辺整備検討会の発足
2020(令和 2)年	県道 705 号の供用開始が 2026 年度（令和 8 年度）と示される
2022(令和 4)年	まちづくりビジョン策定に向けてシンポジウム、懇話会、協議会を地域住民らと実施
2023(令和 5)年	県道 705 号及び市道 6 号線において社会実験を実施
2023(令和 5)年	秦野駅北口周辺まちづくりビジョン公表

※シビックマート構想：1985（昭和 60）年頃に提唱された本町地区における商業施設の誘致を含めた組合施行による市街地再開発事業

(2) 近年の中心市街地活性化の動き

① 市街地整備

■ 県道 705 号本町地区 道路整備及び電線地中化事業

県道 705 号は、秦野駅北口につながる主要な幹線道路でありながら、幅員 6.2m の歩道のない一方通行道路となっており、歩行者の安全面や駅周辺の道路ネットワーク形成上の課題があった。そのため県により、災害に強く安全快適な歩行空間確保と、良好な都市景観形成を図ることを目的に、2026（令和 8）年度の供用開始を目指し、道路の拡幅と電線地中化の整備が進められている。

【事業概要】

事業箇所：秦野市本町一丁目～本町三丁目地内

事業延長：商店街工区 L=約 250m 交差点工区：L=約 145m

計画幅員：商店街工区：W=16m 交差点工区：L=12～15m

車 線 数：2 車線

供用目標：2026 年度（令和 8 年度）



出典：神奈川県平塚土木事務所/秦野市建設部

(<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1484879746754/simple/kendo705.pdf>)

■ 大秦ハイツマンション建替事業

築約 50 年が経過し、老朽化していた秦野駅前の共同住宅兼店舗は、優良建築物等整備事業制度を活用し、建替組合によって建替えられた。建替え後のマンションは住宅、商業、公共公益の機能を集積した複合施設となり、ペDESTリアンデッキの増設により秦野駅へ接続され、新たに駅前に一体的な空間が形成された。

【事業概要】

施 行 者：大秦ハイツマンション建替組合

敷地面積：688.60 m²（道路区域 14.10 m²含む）

建築面積：569.56 m²（道路区域内建築物 13.10 m²含む）

延床面積：3,749.57 m²

主要用途：共同住宅 27 戸、店舗、保育所

構造・規模：鉄筋コンクリート造地上 10 階 地下 1 階建

竣 工：2018 年（平成 30 年）5 月



② 秦野駅北口周辺のにぎわい創造に向けた取り組み

秦野駅北口周辺のにぎわい創造に向け、市民・商業者・企業・関連事業者・行政等が連携して取り組んでいくための指針として、「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」が2023（令和5）年11月に策定された。

地域住民のまちづくり機運醸成やまちづくりビジョン内容の検討のため、2022（令和4）年度には関係者や住民との意見交換やシンポジウムが実施された。令和5年度には社会実験を2回実施し、まちづくりビジョンの具現化に向けた検討を行っている。

■協議会等の実施

① 秦野市4駅にぎわい創造検討懇話会（秦野駅）

- ・ まちに係る様々な人のまちに対する思い、アイデアを引き出し、形にする場
- ・ メンバーは自治会、商店会の会員、地区周辺に立地する企業の従業員・学生、対象地区の活性化に意欲を有する方々などを中心に構成
- ・ 2022（令和4）年度より、延べ6回のグループワークと意見交換を開催



② 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり協議会

- ・ 市民等の思いやアイデアの実現のための検討を行い、ブラッシュアップする場
- ・ メンバーは学識経験者、地域経済団体、交通事業者、地元金融機関、秦野市を中心に構成
- ・ 2022（令和4）年度より開催し、延べ5回の会議を実施



③ 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議

- ・ 「秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり協議会」から、まちづくりビジョンの実現に取り組むエリアプラットフォームに組織を位置づけ
- ・ 2024（令和6）年3月に組織改編し、これまでに2回会議を開催



④ 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくりシンポジウム

- ・ 秦野駅北口周辺のにぎわいづくりに向け、市民の方々にまちづくりへ興味・関心を持ってもらい、今後の参画を促すことを目的に開催
- ・ まちづくりに知見のあるゲストの登壇とパネルディスカッション、社会実験とあわせたトークセッションを開催



⑤ はだののミライラボ（社会実験）

- ・ ビジョンの実現に向けた空間整備の検証や担い手の育成を目的に、「できるところから始める」社会実験を実施
- ・ 2023（令和5）年度は、県道705号沿いの市有地及び施設内、及び市道6号線において、交流・滞留の場を創出し、効果を検証

■はだののミライラボ（社会実験）の実施

交流拠点整備に向けた社会実験

目的	・ 県道 705 号沿いの交流拠点に必要な機能の検証 ・ 将来的な県道 705 号沿いの屋外空間の活用策の検証
実施日	2023（令和 5）年 7 月 12 日（水）から 16 日（日）まで
時間	各日 10:00～16:00
場所	秦野市農業組合本町支所 2 階多目的ホール、J A さわやか館及び市有地
実施項目	①室内：多様な属性、幅広い世代の来場者に求められる空間を設定 ▶ 子どもの屋内遊び場、幼児体操、ヨガ教室、市民講座、ワークショップ ②屋外：人工芝やベンチ、テーブル等の設置による、休憩・会話、飲食等のできる空間を創出（土日に音楽演奏）
来場者数	275 人

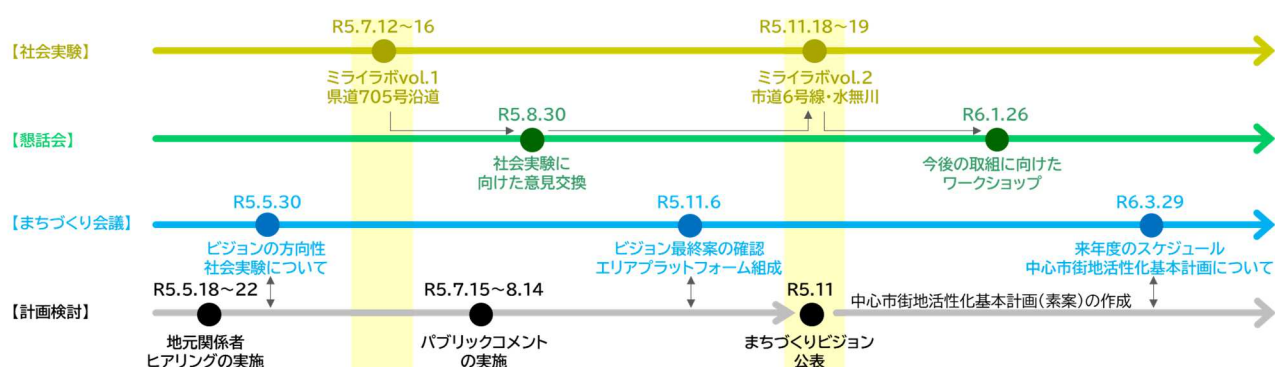


水無川沿いの活用に向けた社会実験

目的	ビジョンの重要なキーワード「水辺や景観を楽しめる街」「人中心の街」を実現するために必要な『居場所の在り方』と『環境の在り方』を検証する。
実施日	2023（令和 5）年 11 月 18 日（土）・19 日（日）
時間	11:00～15:00 ※交通規制は 9:00～16:00
場所	市道 6 号線・水無川（秦野橋～まほろば大橋間）
実施項目	①市民が、心地よい空間を経験し魅力を知ってもらう機会の提供（空間創出＋イベントの実施） ▶ 当該箇所の車両通行止め、車両通行止めサイン設置、川への階段を知らせる路面サイン、椅子テーブル・パラソル、階段テーブルの設置、欄干テーブルの設置、店先空間や道路空間でのコンテンツ展開（出店者数 19 店舗） ②当該箇所を通行止めすることでの周辺への交通の影響調査 ▶ 周辺交差点での目視調査
来場者数	約 2,800 人（18 日（土）：1,200 人、19 日（日）：1,600 人）



■ 2023（令和 5）年度における秦野駅北口周辺にぎわい創造に向けた取組み概要



はだののミライラボvol.1 ＜県道705号沿道＞

多世代が交流・滞留する場の創出に求められる機能や活用策の検証を目的に、地域の協力により、秦野市農業組合本町支所2階多目的ホール、JAさわやか館及び市有地にて、社会実験を実施した。

ワークショップやヨガ・体操教室、音楽ライブ等を開催するとともに、子供の遊び場や休憩の場の提供を行い、人流調査やアンケート調査を実施し、効果検証を行った。



第1回懇話会 社会実験に向けた 意見交換

はだののミライラボvol.1の実施結果を振り返るとともに、次回の社会実験で懇話会メンバーが協力・連携できることについて、意見交換を行った。



第2回懇話会 今後の取組に向けた ワークショップ

はだののミライラボvol.2の実施結果を振り返るとともに、今後県道705号沿いや市道6号線などで、どんなことが出来たらよいかについて、4つのグループに分かれて意見交換を行った。



はだののミライラボvol.2 ＜市道6号線・水無川＞

居心地の良い居場所や、アクセス・巡りやすさなどの環境の在り方の検証を目的に、市道6号線(車両通行止め)及び水無川河川敷にて、社会実験を実施した。

令和4年度のシンポジウムに登壇頂いたゲストを迎えてのオープニングトークの他、フォトウォークやミュージックフェス、商店会の協力によるストリートマーケットを開催するとともに、テーブルベンチ、ハンモック等の休憩スポットや水無川への眺望を意識した視点場を設け、居心地の良い場の提供を行い、通行止めの影響を測る交通調査と来場者へのアンケート調査による効果検証を行った。



秦野駅北口周辺まちづくり ビジョンの公表

令和4年度に作成した素案をもとに、地元事業者・商店会等の関係者へのヒアリング、パブリックコメントの実施を経て、令和5年11月に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を策定した。



〔5〕 中心市街地活性化の課題

課題 1 中心都市拠点としての都市機能の強化

かつて賑わいの中心であった県道 705 号・市道 6 号線等の通りを中心に空き地や低未利用地、空き家・空き店舗等の遊休不動産や公共空間等の空間資源が多く存在しており、これらを活用し、市の中心都市拠点として都市機能の強化を図ることが求められる。



課題 2 人々の暮らし・活動の中心となる通りの再生

県道 705 号・市道 6 号線等の通りを中心に、道路空間を歩いて楽しい居心地の良い公共空間への改変などにより、市民や来街者の交流・活動の機会を創出するなど、通りを再生することが求められている。



課題 3 まちなか暮らしの推進

駅周辺においては商業施設等が立地し、交通利便性も良く、居住環境が整備されているが、空き店舗の増加等による活力の低下や、建物の老朽化による防災・防犯機能の低下等も懸念される。

まちなかに安心かつ充実して暮らすという視点から、生活サービス機能の充実、魅力的な景観・環境の形成、及び防災・防犯機能の強化が求められている。



課題 4 地域資源の活用による持続可能なまちの実現

豊富な地下水を湛えた秦野名水のある環境や駅前から臨む水無川や丹沢の景観、地域の歴史を残す場所・建造物等、固有の地域資源や歴史・文化の活用を図るとともに、空き家・空き店舗等を積極的に活用する等、既に地域にあるものを活かした持続的なまちづくりが求められている。



〔6〕 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

近世より秦野市の中心市街地は、市の商業の中心として栄えてきた歴史を有しているものの、近年では、人々のライフスタイルの変化とともに求められる商品も変化し、そういった品々が豊富に揃う近隣都市の大規模商業施設へと人が流れ、かつての活気を失いつつある。

中心市街地の活性化にあたっては、地域の核となる交流拠点を創出し都市機能の強化を図るとともに、地域資源やこれまでの活動を活かしながら、公民が連携し、にぎわいが持続する中心市街地の再生に取り組むこととする。

「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」では、丹沢で育まれる名水と、その恩恵を受け、発展を続ける街の歴史を礎として、未来に向け、更なる発展を目指すとともに、社会の変化に適応する柔軟性、多様な価値観を受け入れる寛容性、災害から速やかに回復する弾力性をさらに高めていく「しなやかさ」を備え、この地域が駅前の都会的な利便性と、水辺や緑に包まれ、調和のとれた、心地よい生活を送るための優雅な舞台として、より多くの人々が暮らすところとなることを表現した『一名水と歴史がつなげる未来— しなやかな街なか暮らし』を、地区の目指す将来像として掲げている。

中心市街地の将来像においても、このテーマを踏襲するとともに、実現に向けた3つの基本方針を定め、推進する。

中心市街地の将来像

— 名水と歴史がつなげる未来 —
しなやかな街なか暮らし

中心市街地の基本方針

基本方針 1 人との交流・活動が生まれるまち

地区内の沿道に多様な交流の場を創出し、地域のまちにかかわる人々と訪れる人々との交流・活動を促進するとともに地域経済の活性化を図る。

基本方針 2 “はだの”ならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち

秦野ならではの景観資源を生かした安全で安心な歩行空間を創出することで、誰もが訪れたい、歩きたくなる中心市街地の形成を図る。

基本方針 3 便利で快適で住み続けられるまち

居心地が良く、誰もが住み続けたいまちなか空間を形成するとともに、生活サービス機能の充実を図ることで、地区内や地区周辺への居住・定住促進を図る。

[2] 区域

本計画における中心市街地の区域は、秦野市立地適性化計画に定める都市機能誘導区域内、かつ、秦野市の玄関口である小田急小田原線秦野駅からの徒歩圏内であり、用途地域の指定区域や、秦野駅北口の中心市街地の活性化として必要な商業・居住・観光・行政などの主要となる都市機能の繋がりのほか、この計画を集中的に実施し、その効果を早期に獲得していくことを考慮した、下図に示す通りの約25haの区域とする。

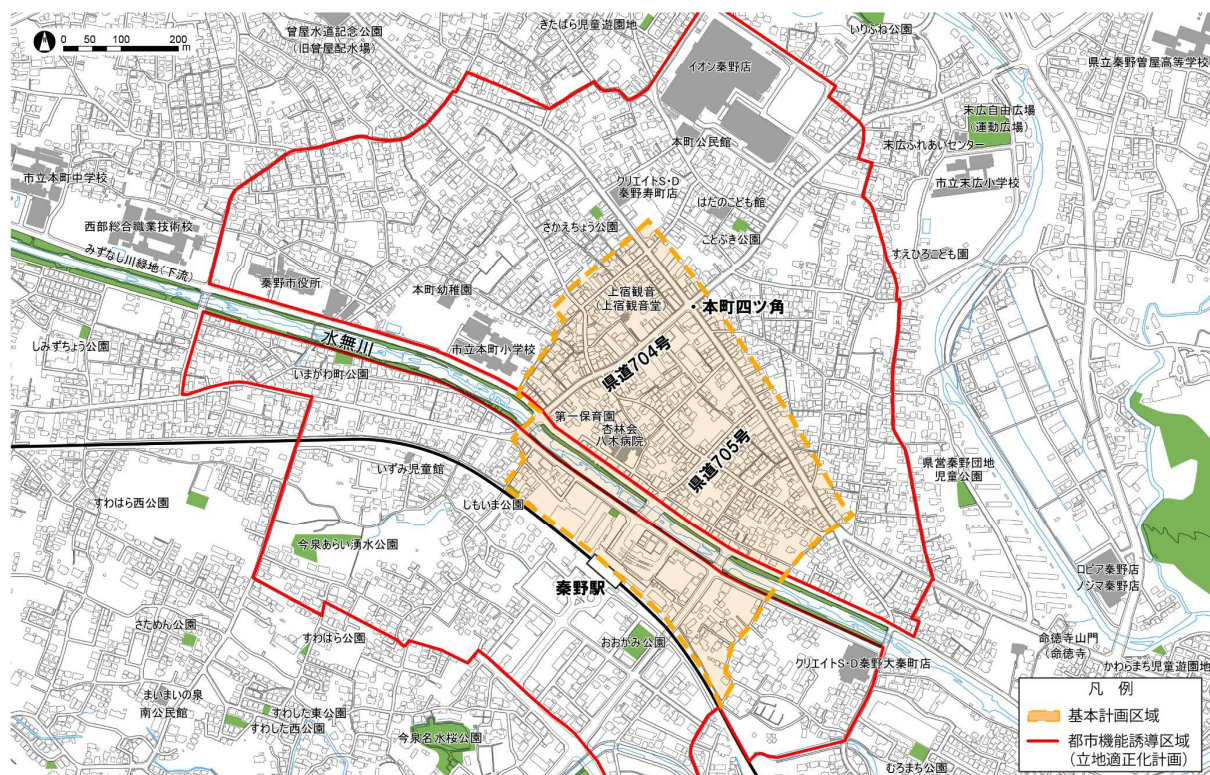
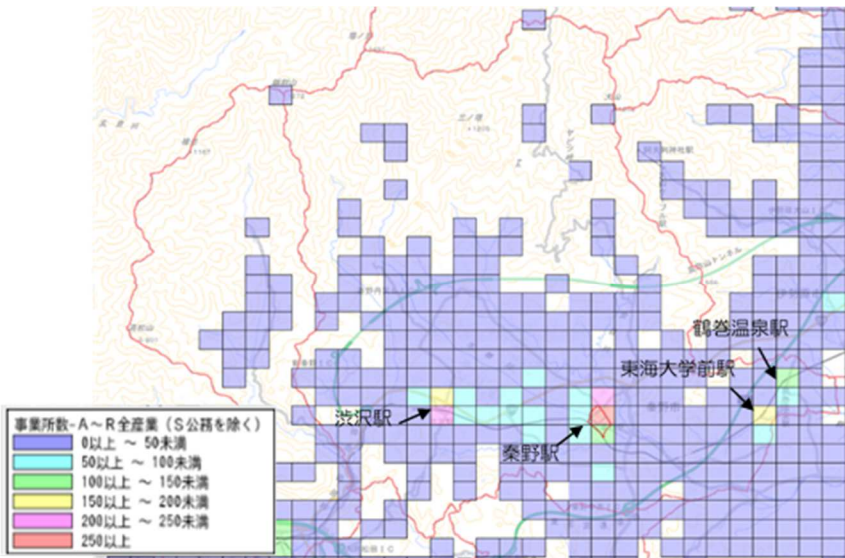


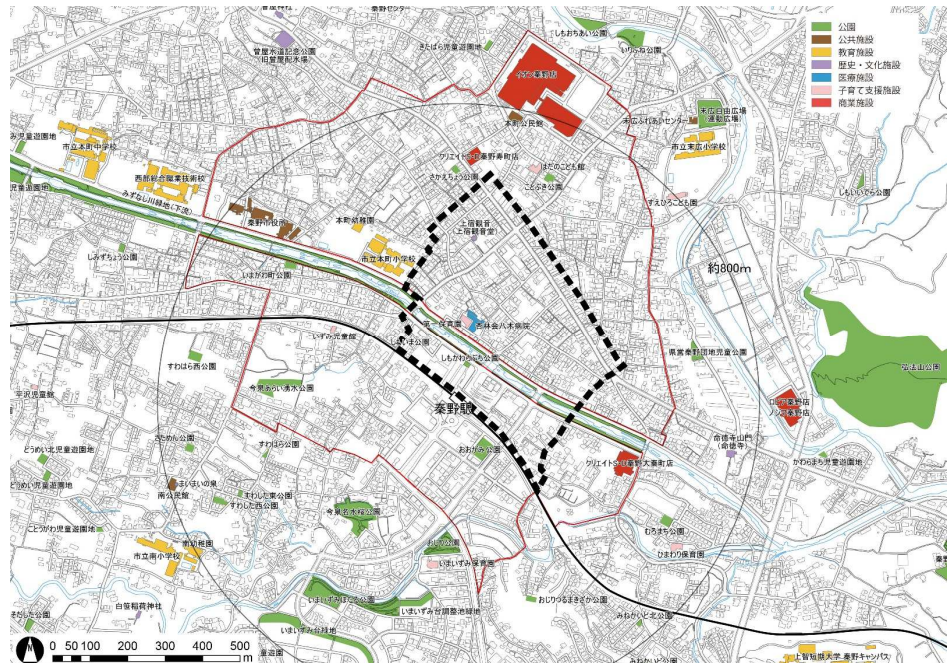
図 計画区域

【3】 中心市街地に適合していることの説明

要件	説明																																																
第 1 号要件 （当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること）	本市の中心市街地には、商業や事業所、都市機能が相当程度集積し、様々な都市活動が展開されており、本市の中心としての役割を担っている。 【産業の集積状況】 事業所の分布図をみると、秦野駅北口周辺に最も事業所が分布している。 また、中心市街地は本市全体の 0.21%の面積に過ぎないものの、全事業所の約 8.5%、従業者の約 6.0%が集積している。 卸売・小売業の事業所は 12.3%が集積しており、特に保険・金融業は 16.7%が集積している。  図 全産業の事業所分布（出典：J-stat map） <table><tr><th></th><th>中心市街地</th><th>秦野市</th><th>占有率</th></tr><tr><td>面積</td><td>22ha</td><td>10,380ha</td><td>0.21%</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>392 件</td><td>4,609 件</td><td>8.5%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>3,116 人</td><td>515,583 人</td><td>6.0%</td></tr></table> （出典：平成 28 年経済センサス） <table><tr><th></th><th></th><th>中心市街地</th><th>秦野市</th><th>占有率</th></tr><tr><td rowspan="2">卸売・小売業</td><td>事業所数</td><td>129 件</td><td>1,048 件</td><td>12.3%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>710 人</td><td>9,574 人</td><td>7.4%</td></tr><tr><td rowspan="2">宿泊・飲食サービス業</td><td>事業所数</td><td>65 件</td><td>606 件</td><td>10.7%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>601 人</td><td>5,439 人</td><td>11.0%</td></tr><tr><td rowspan="2">金融・保険業</td><td>事業所数</td><td>9 件</td><td>54 件</td><td>16.7%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>177 人</td><td>779 人</td><td>22.7%</td></tr></table> （出典：平成 28 年経済センサス）		中心市街地	秦野市	占有率	面積	22ha	10,380ha	0.21%	事業所数	392 件	4,609 件	8.5%	従業者数	3,116 人	515,583 人	6.0%			中心市街地	秦野市	占有率	卸売・小売業	事業所数	129 件	1,048 件	12.3%	従業者数	710 人	9,574 人	7.4%	宿泊・飲食サービス業	事業所数	65 件	606 件	10.7%	従業者数	601 人	5,439 人	11.0%	金融・保険業	事業所数	9 件	54 件	16.7%	従業者数	177 人	779 人	22.7%
	中心市街地	秦野市	占有率																																														
面積	22ha	10,380ha	0.21%																																														
事業所数	392 件	4,609 件	8.5%																																														
従業者数	3,116 人	515,583 人	6.0%																																														
		中心市街地	秦野市	占有率																																													
卸売・小売業	事業所数	129 件	1,048 件	12.3%																																													
	従業者数	710 人	9,574 人	7.4%																																													
宿泊・飲食サービス業	事業所数	65 件	606 件	10.7%																																													
	従業者数	601 人	5,439 人	11.0%																																													
金融・保険業	事業所数	9 件	54 件	16.7%																																													
	従業者数	177 人	779 人	22.7%																																													

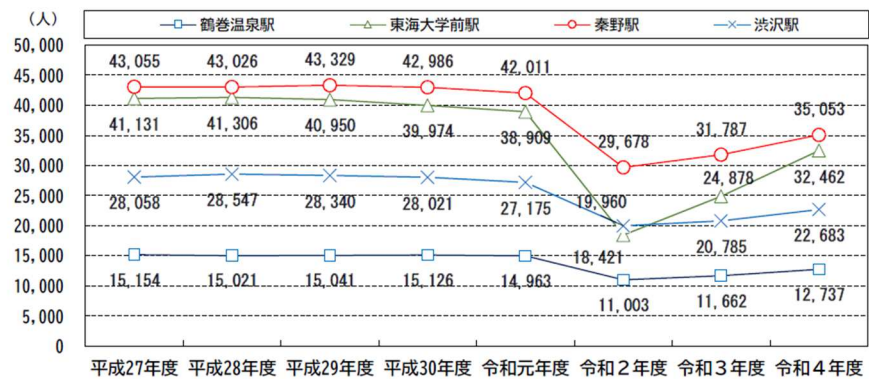
【公共公益施設、都市福利施設の集積状況】

中心市街地を含む秦野駅 800m 圏内には、市役所、病院、小学校、幼稚園・保育園・こども園が立地し、都市機能が相当数集積している。



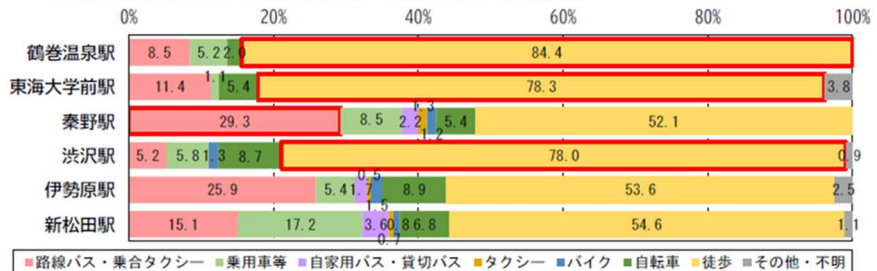
【公共交通機関の利用状況】

中心市街地には秦野駅が立地し、市内に立地する 4 駅のうち最も乗降者数が多い。路線バス・乗合タクシーの分担率は秦野駅が 4 駅の中で最も高く、約 29.3% となっている。



出典：統計はだの、小田急電鉄HP

■駅端末交通手段別分担率（発生集中交通量）



出典：平成 30 年東京都市圏パーセントリップ調査

第2号要件

（当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること）

本市の中心市街地は、人口動向や商業等の都市活動の面で衰退がみられ、今後もこの傾向が続いた場合、本市の機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障を生ずるおそれがあると認められる市街地である。

【中心市街地の人口動向】

中心市街地の人口は、2010（平成22）年の1,721人を境に減少傾向になっており、2000（平成12）年から2020（令和2）年まで242人減少（-14.0%）している。

老年人口（65歳以上）は年々増加し、2022年には34.5%となり、市全体の値よりも高くなっている。

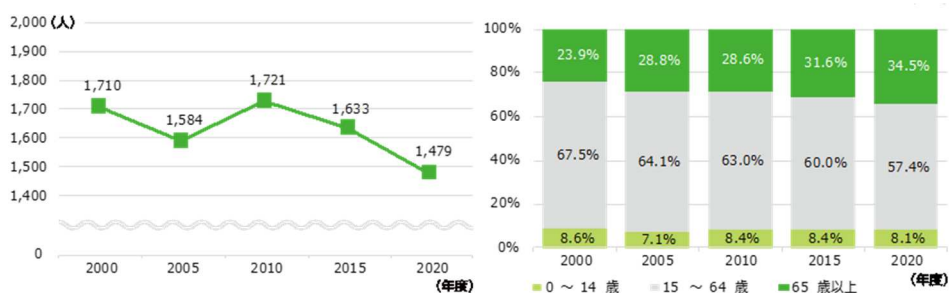


図 中心市街地の人口推移（左）人口構成（右）

【中心市街地の歩行者交通量の状況】

秦野駅北口周辺の歩行者等通行量は減少傾向にあり、2022（令和4）年は2014（平成26）年に比べると4地点中3地点で通行量が減少した。

	2014/2	2020/2（2014対比）	2022/10（2014対比）
地点①	5,864人	4,352人（-26%）	3,620人（-38.0%）
地点②	7,983人	9,081人（+14%）	8,197人（+2.6%）
地点③	4,225人	3,737人（-12%）	4,199人（-0.6%）
地点④	3,234人	3,870人（+20%）	2,929人（-9.4%）

【中心市街地の小売業の状況】

中心市街地の卸売・小売業の事業所数、従業員数は年々減少傾向にあり、2016（平成28）年までの7年間で、事業所は37件減少（-22%）、従業員は173人減少（-20%）した。市全体に対して中心市街地が占める割合についても、事業所数、従業員数ともに減少が続いている。



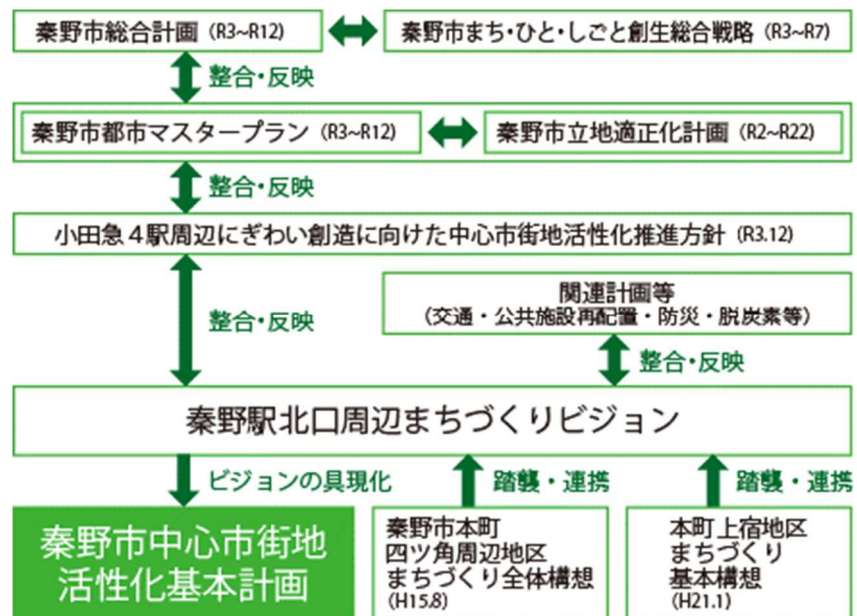
図 中心市街地の卸売・小売業の事業所数（左）従業員数（右）

第3号要件

（当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること）

中心市街地に設定する秦野駅周辺は、以下のとおり、上位関連計画により、都市の成長をリードすべき「中心都市拠点」に位置付けられ、高次都市機能を誘導し、交流人口の増加と、にぎわいの創出、魅力ある商業地の形成や空き店舗等の有効活用による商店街の活性化等を図るとされ、本市にとって中心的な地区となっている。

また、本計画は、本市が掲げる「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン（以下まちづくりビジョン）」を具現化するものであり、まちづくりビジョンは次の上位関連計画等の方針に整合するものである。そのため、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、本市及び周辺地域の発展にとって有効かつ適切である。



【秦野市総合計画（令和3年3月）】

秦野市総合計画では、「水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市（まち）」を将来の秦野が目指す都市像としている。

また、その実現に向け、「“住んでみよう・住み続けよう”秦野みらいづくりプロジェクト」をリーディングプロジェクトに、下表6つのプロジェクトを掲げている。

①健康で安心して暮らせるプロジェクト	横断プロジェクト： 移住・定住活性化
②未来を拓く子育て・教育プロジェクト	
③小田急4駅周辺のにぎわい創造プロジェクト 「温泉」、「大学」、「まちの中心地、文化歴史」、「表丹沢」など、小田急線4駅それぞれの魅力ある地域資源や特色を生かした、楽しい「まち歩き」の仕掛けづくりなどにより、活力あふれるにぎわい創造に取り組めます。	
④新東名・246バイパスの最大活用プロジェクト	
⑤新たな日常創造プロジェクト、横断プロジェクト	

地区別地域まちづくり計画では、このビジョンの対象地区を含む「本町地区」の目指すまちの姿として、「活力とふれあいに満ちた、きれいで安全な暮らし良いまち」とし、基本理念として、「コミュニティ活動が活発で高齢者から子どもたちに伝統文化が受け継がれるなど、世代間の交流が盛んなふれあいの心を大切にしたいまちを目指す」としている。

地域づくりの基本目標	主な取組み・すすめる活動
①にぎわいづくりによる活気あふれるまち	・ 県道 705 号沿い（秦野駅前通り）及び本町四ツ角周辺の活性化に向けたまちづくりへの参加促進 ・ 地域の活動拠点の検討 ・ 駅周辺の若者の居場所づくり
②地域活動や多世代交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち	・ 自治会への加入促進 ・ 地域での多文化共生の取組み ・ 末広ふれあいセンター及び自治会館を拠点とした世代間交流の促進 ・ 地域と秦野曾屋高校の連携強化
③みんなで子どもや高齢者、障害者を支えるまち	・ 高齢者の健康・いきがづくり ・ 単身高齢者の支援 ・ 地域での子どもの見守り、居場所づくり
④子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち	・ 交通安全対策
⑤安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち	・ 防犯・防災意識の向上 ・ 高齢者がスムーズに避難できるしくみづくり
⑥豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち	・ 伝統行事や郷土の歴史の継承 ・ 環境美化活動の推進

【第 2 期秦野市まち・ひと・しごと総合戦略（令和 3 年 3 月）】

第 2 期秦野市まち・ひと・しごと総合戦略では、秦野市総合計画と一体的に取り組むこととし、総合戦略に掲げた 5 つのプロジェクトについて具体的な目標値を設定している。

プロジェクト 3：小田急 4 駅周辺のにぎわい創造プロジェクトの KGI*		
	現状値（R 元）	目標値（R7）
4 駅の乗降客数の合計 (1 日平均)	123,058 人	123,000 人
定住意向	79.3%（R2）	95.0%

プロジェクト 4：新東名・246 バイパスの最大活用プロジェクトの KGI		
	現状値（R 元）	目標値（R7）
年間観光客数	4,472,000 人	4,652,000 人

観光客の年間消費額	59 億 1,800 万円	61 億 5,700 万円
-----------	---------------	---------------

横断的プロジェクトの KGI		
	現状値 (R 元)	目標値 (R7)
30 代の転出超過数 (暦年)	107	0

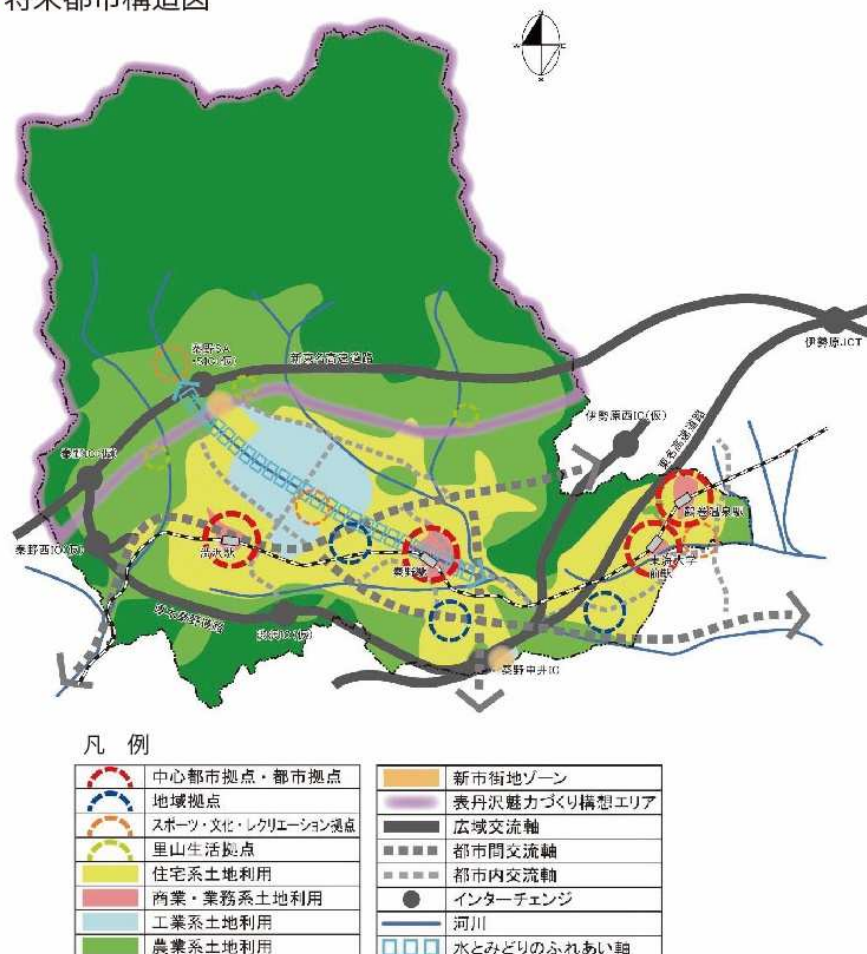
* KGI (実現すべき成果に係る数値目標) : Key Goal Indicator の略称。目標を達成するための指標。

【秦野市都市計画マスタープラン (令和 3 年 3 月)】

秦野市都市マスタープランでは、秦野駅を含む小田急 4 駅周辺を、本市の都市拠点として商業・業務機能を土地利用の基本とするとしている。

地区別まちづくりの方針では、本町地区においては、市の中心都市拠点として高次都市機能を誘導し、交流人口の増加とにぎわい創出を図ること、魅力ある商業地の形成や空き店舗等の有効活用による商店街の活性化等の中心都市拠点としてのにぎわいづくりには、行政と地域の住民や事業者等との適切な役割分担による相互の協力によって推進すること、県道 705 号は、道路整備と合わせ中心商業地にふさわしい土地利用を誘導することとしている。

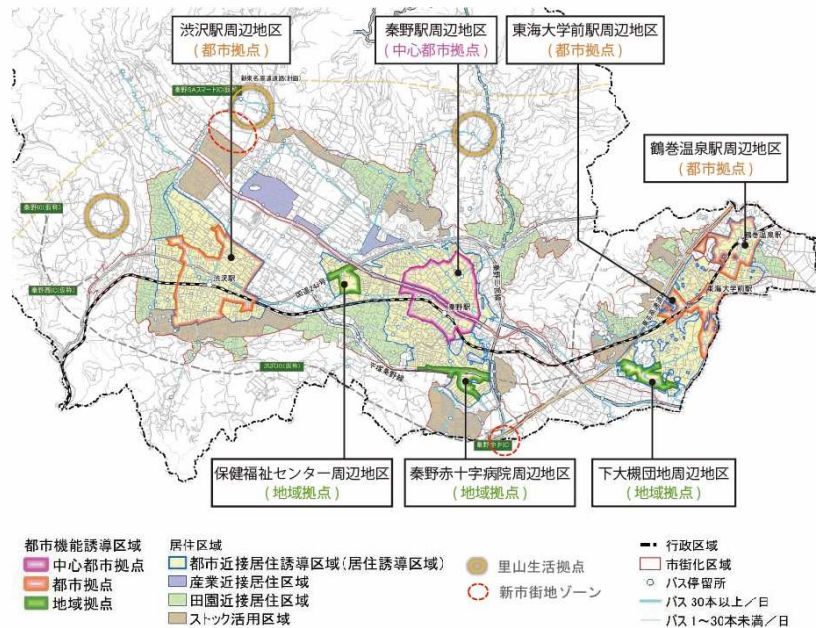
■ 将来都市構造図



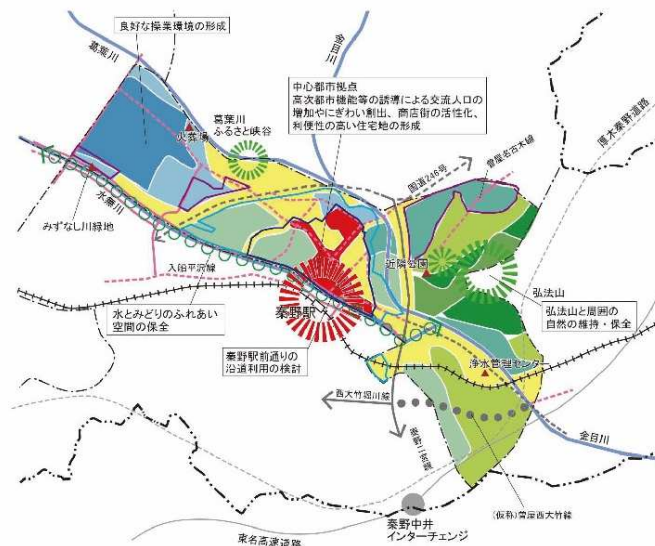
【秦野市立地適正化計画（令和2年4月）】

秦野市立地適正化計画では、小田急4駅周辺を本市の都市拠点と位置付けており、中でも、秦野駅周辺については、市の「中心都市拠点」と位置付けている。中心都市拠点においては、高次都市機能を誘導し、生活サービス施設を徒歩圏に充実させることなどを目指し、地元産業や金融との連携による誘導支援等をおこなうこと、県道705号拡幅に伴う沿道市街地を形成すること等を誘導施策として示している。

■ 秦野市立地適正化計画における小田急4駅の拠点形成



■ 地区別まちづくり方針図（本町地区）



凡 例

中心都市拠点	工業集積地	自動車専用道路	構 想
主な公園等	農地・農業集積地等	主要幹線道路	●●●●
低層住宅地	公園	幹線道路等	●●●●
中高層住宅地	山林・緑地		●●●●
複合市街地	都市機能誘導区域		●●●●
商業・業務地	居住誘導区域		●●●●
工業地	居住区域(農業・田園・ストック)		●●●●

※線野分は未整備

【小田急 4 駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針（令和 3 年 12 月）】

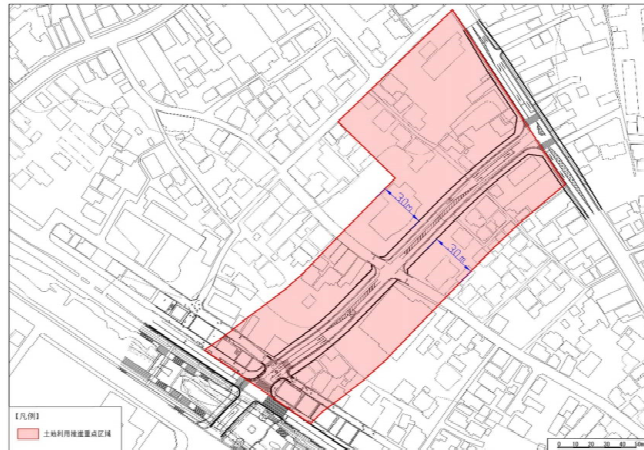
小田急 4 駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針は、小田急 4 駅周辺が、駅を拠点に広がる市街地の中心として、4 駅それぞれの特徴を生かした都市の拠点として魅力を高めることを目的として定められた。

駅周辺市街地を利用する住民、商業者、企業、関連事業者等と行政が一体となって取り組む機運の醸成と体制の構築を進め、「企業の新規立地、既存施設の再整備等による投資の誘導」「低未利用地の活用の推進及び便利に暮らせる街並みの形成」「公共施設の再配置と連動した公共サービス、公益機能の充実」といった取組みを実現し、駅周辺市街地における歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちづくりの推進を図ることとしている。

取組み方針	- 駅周辺市街地を利用する住民、商業者、企業、関連事業者等と行政が一体となって取り組む機運の醸成と体制の構築を進め、ハードとソフトの両面から魅力ある都市の実現を図る。 - 企業の新規立地、既存施設の再整備等による投資の誘導 - 低未利用地の活用の推進及び便利に暮らせる街並みの形成 - 公共施設の再配置と連動した公共サービス、公益機能の充実
市街地活性化の指標	駅周辺市街地における歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちづくりの推進 （主な指標：歩行者交通量、小田急 4 駅の乗降者数）
取り組むべき事項	- 都市の諸活動を支える「賑わい・交流の場」の整備 - 人が集まり交流する活動拠点づくり、イベントスペースや安心して歩ける歩行空間などの整備、デジタル環境の変化への対応など - 誰もが安心して利用できる交流機会の創出と運営 - 住民や若者の語り合いの場づくりと効果的な活用策の検討など - 都市拠点としての特色づくり・魅力づくり - 個性ある商店街づくり、歴史おこし、文化的活動の促進、人材育成、地域の未来を話し合う組織の構築など

【商業・業務系土地利用推進重点区域の決定（令和4年8月）】

県道705号沿道を中心とした区域を、2022(令和4)年8月に市の方針として「商業・業務系土地利用推進重点区域」を定め、区域内の土地について、利用価値の向上や効果的かつ効率的な利用を図るための検討及び狭小地、不整形地の整理を進めることとしている。

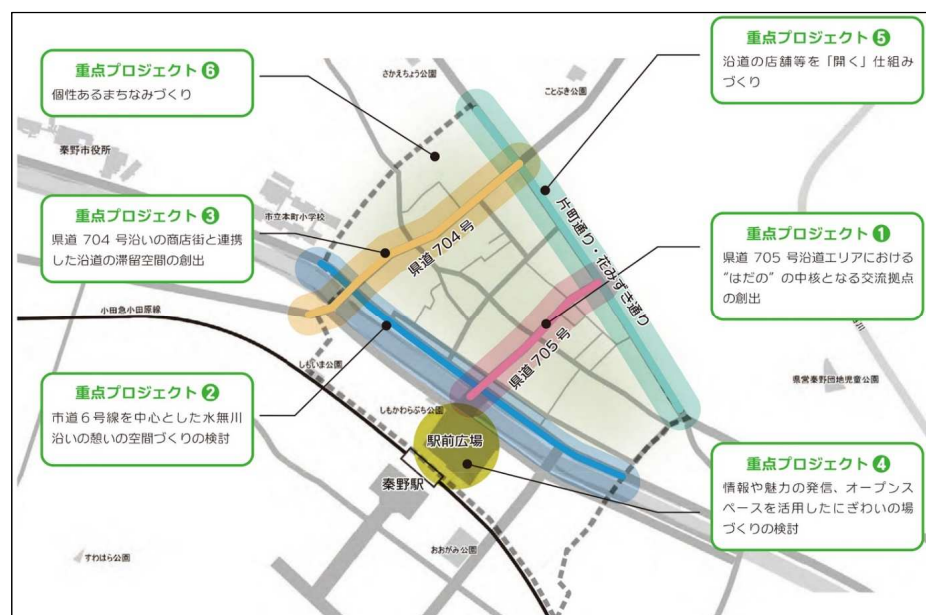


【秦野駅北口周辺まちづくりビジョン（令和5年11月）】

秦野駅北口周辺まちづくりビジョンは、秦野駅北口周辺の地域資源やこれまでの地域活動等の蓄積を活かしながら、これまで以上に、公民が連携して取り組むための指針として、2023（令和5）年11月に秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議により策定した。

将来像（地区の目指すべき方向性）を「一名水と歴史がつなげる未来－しなやかな街なか暮らし」として当該区域を6つのゾーンに分け、ゾーン別の目指すべき方向性を示している。

また、本ビジョンの実現に向け、優先的に取り組むべき課題を有し、あわせて、より高い効果が期待される取組みとして、下記の6つの重点プロジェクトを位置付け、推進していくこととしている。



秦野駅北口周辺まちづくりビジョン対象範囲

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕 中心市街地活性化の目標

中心市街地の将来像「一名水と歴史がつなげる未来－しなやかな街なか暮らし」の実現を目指し、3つの基本方針を掲げるとともに、基本方針に基づく目標指標を設定し、取組を計画的に推進する。

将来像

—名水と歴史がつなげる未来—
しなやかな街なか暮らし

課題

中心都市拠点としての
都市機能の強化

人々の暮らし・活動の
中心となる通りの再生

まちなか暮らし
の推進

地域資源の活用による
持続可能なまちの実現

基本方針

人との交流・活動が
生まれるまち

“はだの”ならではの楽しみ
があり、歩きたくなるまち

便利で快適で
住み続けられるまち

目標

目標①
交流人口の拡大

目標②
選ばれる道となる
沿道の歩きやすさ・
居心地の良さの向上

目標③
生活利便性の向上

目標指標①
交流創出事業数
公共施設等の来訪者数

目標指標②
通行者・滞在者数
通行者・滞在者の
アクティビティ数

目標指標③
中心市街地営業店舗数
居住満足度

主要事業

- ①多世代交流の場の整備
- ②商業・業務の新たな核づくり（市有地等の活用）
- ③水無川沿い公共空間の活用検討

〔2〕計画期間の考え方

本計画の期間は、2025（令和 7）年 4 月～2030（令和 12）年 3 月(第 1 期)までの 5 年間とする。

〔3〕目標指標の設定の考え方

基本方針	目標	目標指標	基準値	推計値	目標値
方針① 人との交流・活動が生まれるまち	目標① 交流人口の拡大	指標①－1 交流創出事業数（回/年）	36 回/年 （R5）	126 回/年 （R11）	208 回/年 （R11）
		指標①－2 公共施設等の来訪者数（人/年）	104,801 人/年 （R3）	105,332 人/年 （R11）	159,333 人/年 （R11）
方針② “はだの”ならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち	目標② 選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上	指標②－1 通行者・滞在者数（人）	平日 65 人 休日 56 人 （R4）	平日 70 人 休日 60 人 （R11）	平日 219 人 休日 210 人 （R11）
		指標②－2 通行者・滞在者のアクティビティ数（件）	7 件 （R4）	10 件 （R11）	12 件 （R11）
方針③ 便利で快適で住み続けられるまち	目標③ 生活利便性の向上	指標③－1 中心市街地営業店舗数（店舗）	150 店舗 （R4）	147 店舗 （R11）	157 店舗 （R11）
		指標③－2 居住満足度（％）	85％ （R5）	82％ （R11）	88％ （R11）

(1) 目標値の設定

目標①「交流人口の拡大」に関する数値目標

目標指標 1 交流創出事業数

基本方針の「人との交流・活動が生まれるまち」を踏まえ、「交流人口の拡大」の効果を検証するために、「交流創出事業数」を目標指標として設定する。また、目標指標は、1 年間における中心市街地で開催された交流創出事業の数とする。

目標指標①-1 交流創出事業数（回/年）		
基準値	推計値	目標値
36	126	208
2023（令和 5）年度	2029（令和 11）年度	2029（令和 11）年度

事業名	団体名	時期	内容	回数
夏祭り	秦野駅前通り商店街		県道 705 号沿道の商店街行事	1
夏の地蔵まつり	花みずき通り商店会	8 月末	商店街行事	1
冬の地蔵まつり	花みずき通り商店会	12 月末	商店街行事	1
上宿観音市	上宿商栄会	毎月	自治会、商店街行事	12
丹沢日和フェス	小田急		駅イベント、出店	1
たばこ祭	秦野たばこ祭実行委員会	9 月第 4 土日	市内最大の祭り	1
だるま市		年末	東道通り	1
観光ボランティアまち歩き	秦野市観光ボランティアの会		観光ボランティアによるまち歩き	3
丹沢日和 nature activity	丹沢日和 nature activity base		登山講座やまちなかランイベント	14
ミライラボ	懇話会	11 月	水無川沿いの交通規制イベント	1
合計				36

○基準値

2023（令和 5）年度時点で開催された交流創出事業の実施数を基準値とする。

ア. 目標年度の推計値

交流創出事業数が 1 年間で 18 回増えることを想定し、**推計値は 126 回/年とする。**

イ. 事業による効果

2023（令和 5）年 11 月に社会実験的に実施した「はだのミライラボ」では、商店街の出店や高校生などの音楽ステージに対し、二日間の開催で約 2,800 人の来場があったことから、

今後、多様な主体による自主的なイベント開催を支援することにより、交流人口の拡大の効果が見込まれる。

2023（令和 5 年）7 月に交流拠点整備に向けた社会実験の結果では、中心市街地における交流事業のニーズが高かったことから、中心市街地以外で実施している交流創出に係る事業を中心市街地に誘導するとともに、地域資源を生かした事業をより積極的に実施することにより、交流人口の拡大の効果が見込まれる。

ウ. 目標値の設定

$52 \text{ 週/年} \times 2 \text{ 日（土日）} + 52 \text{ 週/年} \times 2 \text{ 日（平日）} = 208 \text{ 回/年}$

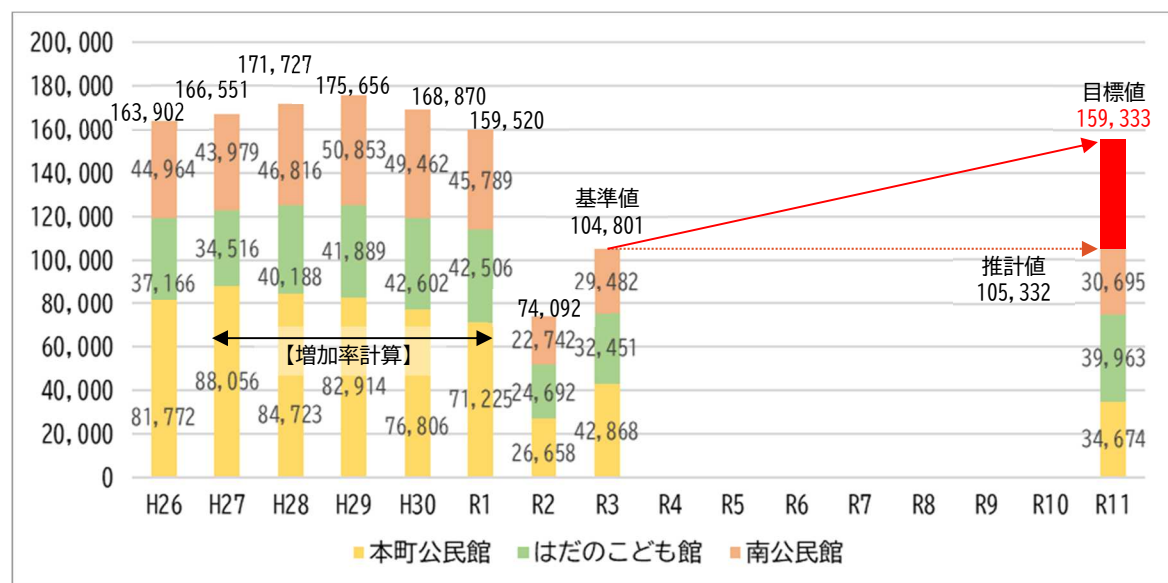
よって令和 11 年度の目標値を 208 回とする。

目標指標 2 公共施設等の来訪者数

基本方針の「人との交流・活動が生まれるまち」を踏まえ、「交流人口の拡大」の効果を検証するために、「公共施設等の来訪者数」を目標指標として設定する。また、目標指標は、「本町公民館」「はだのこども館」「南公民館」における、利用者数の合計値とする。

目標数値①-2 公共施設等の来訪者数（人/年）

基準値	推計値	目標値
104,801	105,332	159,333
2021（令和 3）年度	2029（令和 11）年度	2029（令和 11）年度



○基準値

秦野駅から約 800m 圏に立地する公共施設「南公民館」「本町公民館」「はだのこども館」の、2021（令和 3）年度時点の利用者数合計とする。

ア. 目標年度の推計値

◇H27 から R 元までの各施設過去 5 年の増加率

（R2 から新型コロナウイルス感染症拡大により特異値となるため R 元以前の値より算出）

施設名	各増加率（＝ {R 元利用者数-H27 利用者数} /H27 利用者数*100）
本町公民館	-19.11%（＝ {71,225-88,056} /88,056*100）
はだのこども館	23.15%（＝ {42,506-34,516} /34,516*100）
南公民館	4.12%（＝ {45,789-43,979} /43,979*100）

◇各施設の増加率を基準値に反映し、合計利用者数を算出

施設名	各推計値（＝増加率/100*R3 利用者数+R3 利用者数）
本町公民館	34,674 人（＝-19.11/100*42,868+42,868）
はだのこども館	39,963 人（＝23.15/100*32,451+32,451）
南公民館	30,695 人（＝4.12/100*29,482+29,482）

上記より推計値は、105,332 人とする。

イ. 事業による効果

既存のはだのこども館や公民館などの公共機能に加え、ホールや若者の活動の場を備えた多世代交流拠点の整備に伴い、年間約 54,000 人の増加を見込む。

【54,000 人増加の根拠】

こども館（ぽけっと 21 を含まない）→年間約 40,000 人

多世代交流拠点の想定来館者数/年→94,000 人

$94,000 - 40,000 = 54,000$ 人の増加

ウ. 目標値の設定

「推計値 105,333 人」 + 「事業による効果 54,000 人」 = 159,333 人

よって 2029（令和 11）年度の 目標値を 159,333 人とする。

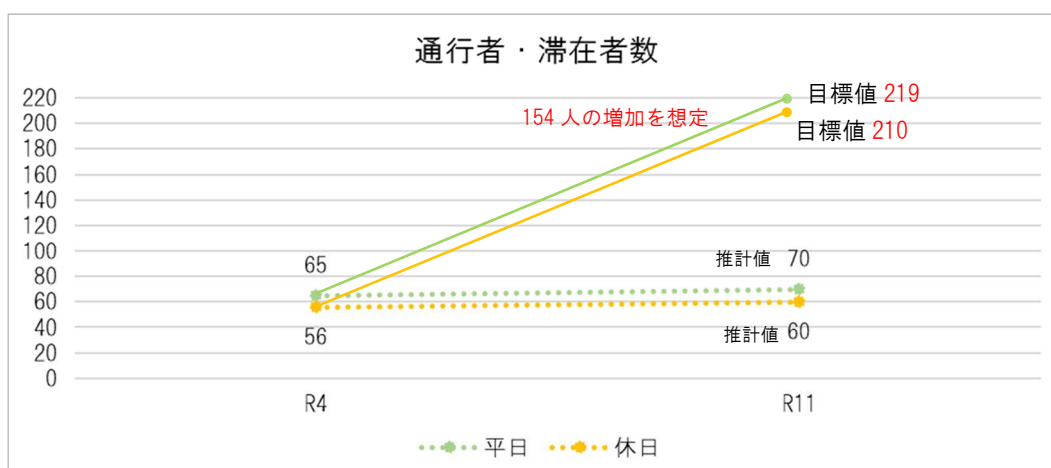
目標② 「選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上」に関する数値目標

目標指標 1 通行者・滞在者数

基本方針の「“はだの”ならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち」を踏まえ、「選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上」の効果を検証するために、「通行者・滞在者数」を目標指標として設定する。また、目標指標は、「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）を用いて、「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」において、平日及び休日の各地点で3分間に通行した人数の平均人数の合計値とする。

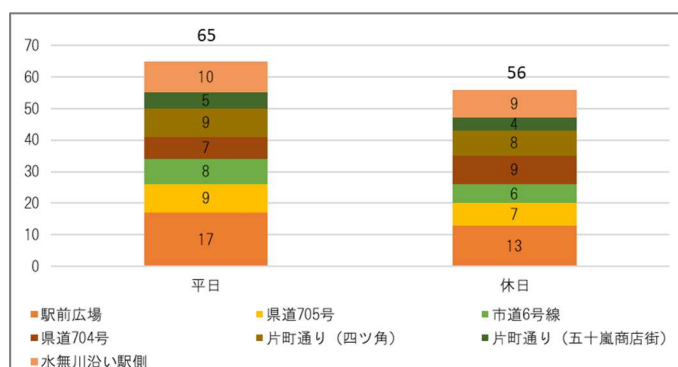
目標数値②-1 通行者・滞在者数（人）

基準値	推計値	目標値
平日 65/休日 56	平日 70/休日 60	平日 219/休日 210
2022（令和4）年10月	2029（令和11）年度	2029（令和11）年度



○基準値

国交省「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）を用いて、2022（令和4）年10月に実施した「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」における、3分間に通行した人の平均合計値（平休日）とする。



※「まちなかの居心地の良さを測る指標(案)」調査要領（令和 2 年 3 月）調査内容：7 か所の調査場所において、3 分間で目の前を通過した人を項目ごとにカウント

項目：通行状況（一人、二人以上、家族、仕事仲間等）、性別、団体・組数等

計測：各地点 6 回

※指標算出方法：

各地点において、3 分間で目の前を通過した人の平均人数を算出

全地点における、上記平均人数の合計を基準値に設定

ア. 目標年度の推計値

目標値と同様の調査による通行者・滞在者数の従前値がないため、過年度の 14 時間歩行者交通量調査（人/14 時間、平日）の伸び率を使用し算出。

調査箇所	歩行者等交通量（人/14h）		
	H26.2	R2.2	R4.10
駅（デイリーヤマザキ前）	6,392	8,459	7,719
北口駅前広場	5,864	4,352	3,620
まほろば大橋	7,983	9,081	8,197
市道 6 号線	4,225	3,737	4,199
県道 705 号（JA はだの交差点より駅側）	3,234	3,870	2,929
合計	27,698	29,499	26,664

2022（令和 4）年 10 月の歩行者交通量は過年度（R2・H26）と比べ、減少傾向にある。

過年度と同程度の伸び率を想定し、2014（平成 26）年から 2020（令和 2）年の増加量約 1.07 倍を基準値にかけることで推計値を算出する。

平日：65 人（基準値）×1.07（H26 から R2 の 14 時間歩行者交通量伸び率）≒ 70 人

休日：56 人（基準値）×1.07（H26 から R2 の 14 時間歩行者交通量伸び率）≒ 60 人

よって推計値は、平日 70 人/休日 60 人とする。

イ. 事業による効果

県道 705 号における多世代交流拠点の整備や区域内の歩行空間の高質化を行うことにより、154 人/日の通行者・滞在者数の増加が見込まれる。

県道 705 号の通行者・滞在者数→2,929 人/日（14h）

多世代交流拠点の想定来館者数/年→94,000 人/年⇒257 人/年

施設利用者により増加する歩行者数/日

= 257 人 - 257 × 0.4（自動車利用者割合 40%（社会実験結果による））

= 154 人

ウ. 目標値の設定

「基準値平日 65 人/休日 56 人」 + 「事業による効果 154 人」 = 平日 219 人/休日 210 人
よって 2029（令和 11）年度の目標値を平日 219 人/休日 210 人とする。

目標指標 2 通行者・滞在者のアクティビティ数

基本方針の「“はだの”ならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち」を踏まえ、「選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上」の効果を検証するために、「通行者・滞在者のアクティビティ数」を目標指標として設定する。また、目標指標は、「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和 2 年 3 月）を用いて、「駅前広場」「県道 705 号」「水無川沿い（北側）」「県道 704 号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」の計 7 か所において、観測されたと判断された通行者・滞在者の行動アクティビティ数の合計値とする。

目標数値②-2 通行者・滞在者のアクティビティ数（件）		
基準値	推計値	目標値
7	10	12
2022（令和 4）年 10 月	2029（令和 11）年度	2029（令和 11）年度

項目 （アクティビティの種類）	基準値			推計値	目標値
	合計	平日	休日		
携帯電話・スマートフォンを見ている	○	○	○	○	○
電話をしている	○	○			
パソコンを見ている					○
本や雑誌等を見ている					○
建物や景色等を見ている	○		○	○	○
何かが来るのを待っている	○	○	○	○	○
何かの順番待ちをしている					
何かに群がっている					
写真・動画を撮っている				○	○
芸をしている					
買い物をしている				○	○
飲食をしている	○		○	○	○
仕事・ボランティア活動をしている				○	○
ペットを連れている				○	○
体操をしている					
遊んでいる					○
横になっている					○
居眠りをしている					○
たばこ（電子たばこ含む）を吸っている					
同時に不特定多数の人に話しかけている					
営業目的以外で話しかけている					
散歩・ジョギングをしている	○	○	○	○	○
その他	○	○		○	○
合計	7	5	5	10	12

※「まちなかの居心地の良さを測る指標(案)」調査内容：

7か所の調査場所において、3分間で目の前を通過した人及び滞在した人を項目ごとにカウント（ただし、行動アクティビティを起こした人に限る）

→項目：グラフ参照

→計測：各地点6回

○基準値

各地点において項目ごとに、3分間で目の前を通過した人及び滞在した人に見られた行動アクティビティの平均件数を算出。

上記平均件数が1.5以上*の場合は、その行動アクティビティが観測されたとし、全地点で観測された行動アクティビティ数の合計を基準値に設定。

*行動アクティビティは観測有→2、無→1として、6回の計測の平均を算出。表内では、1.5以上のアクティビティに○をしている

ア. 目標年度の推計値

都市再生整備計画（R5～R9）においても同調査項目を指標に設定しているため、同様の伸び率を基準値に反映し推計値に設定する。

○整備計画の想定する伸び率

従前値＝6件、目標値＝9件

伸び率＝9/6

＝1.5

○本参考値の推計値

基準値7件×1.5＝10

推計値は、10件とする。

滞在看に見られた行動（アクティビティ）	R4.10調査 （従前値）	事業実施後 （目標値）
携帯電話・スマートフォンを見ている	○	○
電話をしている		
パソコンを見ている		
本や雑誌等を見ている		
建物や景色等を見ている（例：路上アート等含む）	○ （広告を見ている）	○
何かが来るのを待っている（例：バス、人等）	○	○
何かに順番待ちをしている		
何かに群がっている（例：芸、アート等含む）		
写真・動画を撮っている		○
歩をしている		
買い物をしている		○
飲食をしている		○
仕事・ボランティア活動をしている	○	○
ペットを連れてくる		○
体操をしている（例：ストレッチ、ヨガ等）		
遊んでいる（例：スポーツ等含む）		
横になっている		
睡眠をしている		
たばこ（電子たばこ含む）を吸っている		
同時に不特定多数の人に話しかけている		
営業目的以外で話しかけている		
自転車を使っている	○	
会話をしている	○	○
合計	6	9

参考：都市再生整備計画_目標指標

イ. 事業による効果

駅前広場整備事業や滞在空間創出快適性向上事業などにより、居心地の良い空間を創出することにより、多様なアクティビティを促し、7件から12件にアクティビティの増加を目指す。

ウ. 目標値の設定

「基準値7件」＋「事業による効果5件」＝12件

よって2029（令和11）年度の**目標値を12件とする。**

なお、項目表における赤字のアクティビティの内、2件が増えることを想定する。

【参考】通行者・滞在者のその他のアクティビティ数

目標指標2「通行者・滞在者のアクティビティ数」における、「通行者・滞在者のその他のアクティビティ数」を参考に記載する。

国交省「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）を用いて、2022（令和4）年10月に実施した「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」におけるその他のアクティビティは下記となる。

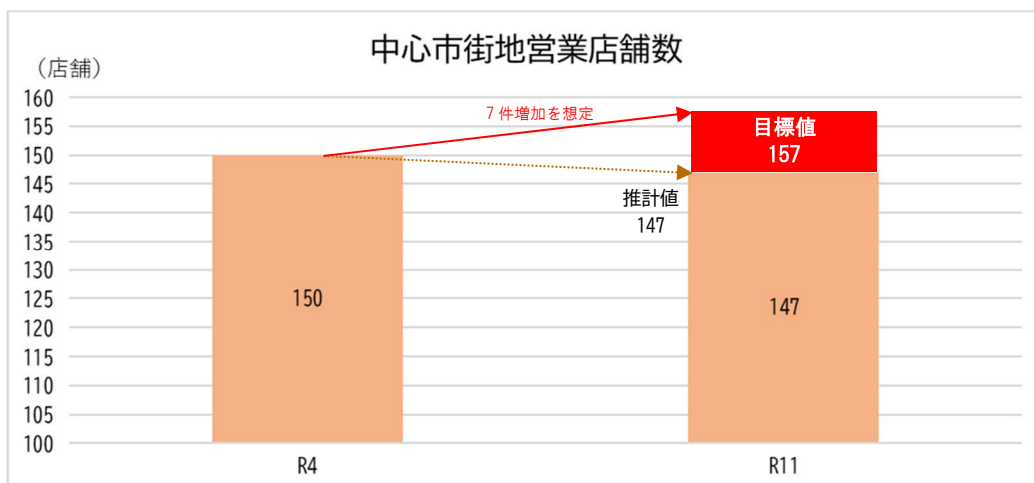
項目	基準値	
	平日	休日
会話をしている	○	○
自転車をいじっている/セッティングしている	○	
広告を見ている	○	
音楽を聴いている	○	
靴ひもを結んでいる	○	
ダンスをしている	○	
バス案内を見ている		○
店舗のメニュー/ショーケースを見ている		○
自動販売機を利用している		○
地図を見ている		○
道を調べている		○
新聞を読んでいる		○
休憩をしている		○
謎解きをしている（開催していたイベント）		○
合計	6	9

目標③「生活利便性の向上」に関する数値目標

目標指標 1 中心市街地営業店舗数

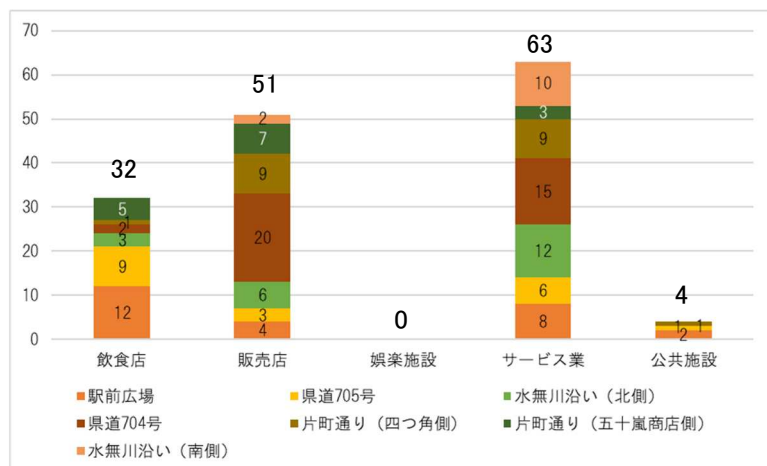
基本方針の「便利で快適で住み続けられるまち」を踏まえ、「生活利便性の向上」の効果を検証するために、「中心市街地営業店舗数」を目標指標として設定する。また、目標指標は、「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）を用いて、「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」における、平日の合計営業店舗数と休日の合計営業店舗数の平均とする。

目標数値③-1 中心市街地営業店舗数（店舗）		
基準値	推計値	目標値
150	147	157
2022（令和4）年10月	2029（令和11）年度	2029（令和11）年度



○基準値

国交省「まちなかの居心地の良さを測る指標(案)」調査要領（令和2年3月）を用いて、2022（令和4）年10月に実施した「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」における、平休日平均店舗数の合計を基準値とする。



区分	営業店舗数
飲食店	32
販売店	51
娯楽施設	0
サービス業	63
公共施設	4
合計	150

※「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和 2 年 3 月）調査内容：

7 か所の調査場所において、調査員の目視により項目ごと「営業している/閉店している」を判断し調査を実施（項目のその他については営業判断の実施無）

→項目：飲食店、販売店、娯楽施設、サービス業、公共施設、その他（人の活動がある：住宅、オフィス等、人の活動がない：空き家 等）

→計測：各地 2 回

※指標算出方法：

各地点において、上記項目ごとに「営業している/閉店している」等を判断し調査員が目視でカウントし、項目ごとの建物数を算出。

上記 2 回の調査による建物数を平均。さらに平休日で平均を算出し、全地点における合計を、基準値に設定。＊平均は四捨五入

ア. 目標年度の推計値

中心市街地における営業店舗数に関する従前年次データが 2022（令和 4）年の他に存在しないため、2015（平成 27）年及び 2019（令和元）年の商工業実態調査結果をもとに、営業店舗数の変化比率をもとに、推計値を算出した。

対象区域	秦野市全体		中心市街地	
比較年次	H27	R 元	R 4	R 11
店舗数（店舗）	492	483	150	147

◇H27 と R 元の比率（H27 の 492 店舗を 100%とする）

$$492 : 483 = 100 : x$$

$$x = 98$$

◇R 4（基準値）と R 元（推計値）の比率（R 4 年の 144 店舗を 100%とする。）

H27 と R 元の比率と同様の伸び率を反映し、推計値を算出する。

$$150 : y = 100 : 98$$

$$y = 147$$

よって推計値は、147 店舗とする。

イ. 事業による効果

中心市街地における営業店舗数は減少傾向にあるが、空き店舗所有者と創業希望者の課題である施設のリノベーション等に係る経費を支援する「既存商業施設リニューアル整備費補給金交付事業」などにより、空き店舗や既存建物等の活用を促す。

空き家軒数（「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」R 4 調査時点）＝ 35 件
内 20%の開業を見込む。

$$\begin{aligned} \text{増加店舗数} &= 35 \times 0.2 \\ &= 7 \text{ 店舗} \end{aligned}$$

ウ. 目標値の設定

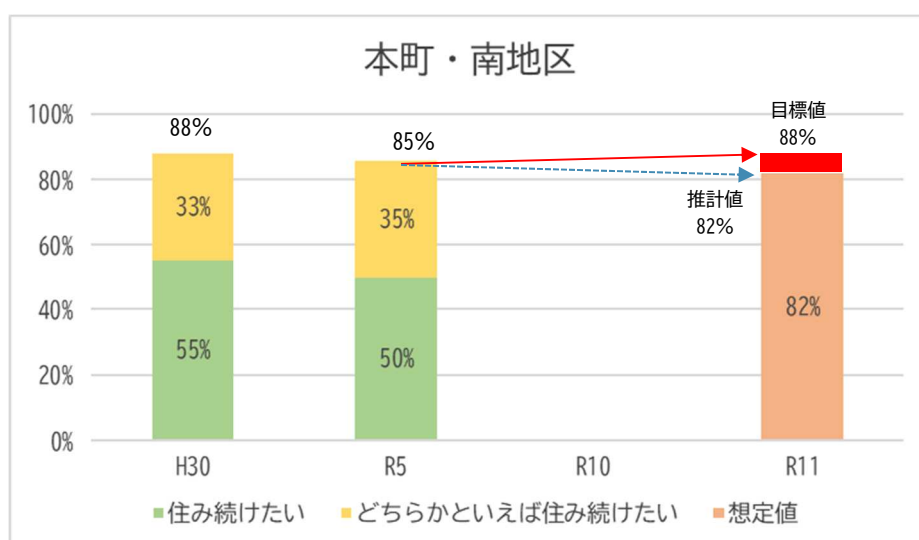
$$\text{「基準値 150 店舗」} + \text{「事業による効果 7 店舗」} = 157 \text{ 店舗}$$

よって令和 11 年度の**目標値を 157 店舗とする。**

目標指標 2 居住満足度

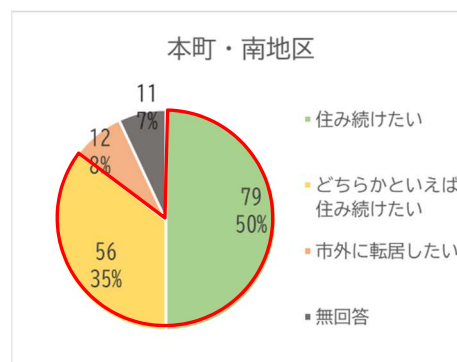
基本方針の「便利で快適で住み続けられるまち」を踏まえ、「生活利便性の向上」の効果を検証するために、「居住満足度」を目標指標として設定する。また、目標指標は、市民等意識調査の本町地区及び南地区における、問「あなたは、これから先も秦野市に住み続けたいと思いますか。」の回答「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」の割合とする。

目標数値③-2 居住満足度 (%)		
基準値	推計値	目標値
85	82	88
2023 (令和 5) 年 12 月	2029 (令和 11) 年度	2029 (令和 11) 年度



○基準値

2023 (令和 5) 年市民等意識調査結果より、問「あなたは、これから先も秦野市に住み続けたいと思いますか。」の回答「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」の割合とする。



ア. 目標年度の推計値

◇H30 から R5 までの増加率

	増加率 (= { H30 結果 / R5 結果 - 1 } * 100)
増加率	3% (= { 85 / 88 - 1 } * 100)

◇増加率を基準値に反映

	推計値 (= R5 結果 (基準値) - { 1 - 増加率 / 100 })
推計値	82% (= 85 * { 1 - 0.03 })

上記より推計値は、82%とする。

イ. 事業による効果

多世代交流拠点の整備により、市民の多様な活動の場を提供することにより、居住満足度の向上を図る。

ウ. 目標値の設定

事業効果により、2018（平成 30）年度の居住満足度 88%まで回復させることを目指し、目標値を 88%とする。

【4】フォローアップの方針

本指標にかかる達成状況を、以下の要領で定期的にフォローアップする。

① フォローアップの時期と方法

目標	目標指標	時期	方法
目標① 交流人口の拡大	交流創出事業数 (回/年)	翌年度4～5月	毎年イベント実施数を把握し集計する
	公共施設等の来訪者数 (人/年)	翌年度4～5月	庁内各課で毎年実施している市立公民館等の利用状況（本町公民館、はだのこども館、南公民館）を用いる
目標② 選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上	通行者・滞在者数 (人)		指定箇所にて観測
	通行者・滞在者のアクティビティ数 (件)		指定箇所にて観測
目標③ 生活利便性の向上	中心市街地営業店舗数（店舗）		計測員が計測
	居住満足度（％）		他の市民アンケート等と連携し、定期的に調査を実施する

② フォローアップに基づく対応

各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

（1）現状分析

商業の中心地として栄えた歴史から、市内で最も商業・業務施設が集積する地域である。しかし、商業の衰退とともに空き店舗化、住宅や駐車場化、土地の細分化が進んでおり、また狹隘道路によって建替えや土地利用が困難な土地も点在するなど課題を抱えている。

（2）市街地の整備改善の必要性

本地区は秦野市都市マスタープランにおいて中心都市拠点に位置付けられ、交流人口の増加やにぎわい創出、商店街の活性化が求められている。また、「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」では、公民連携による交流拠点の創出や、道路空間と沿道を一体的に活用した歩行者の滞留や憩いの空間づくりを推進している。

これらのことから、来訪者が歩きたくなる歩行者空間の創出や、まちなかを回遊させるための快適な歩行者動線の強化に向け、市街地整備手法等の活用も視野に、周辺と連携した公共空間の整備を進め、通行者・滞在者数の増加につなげるとともに、延焼防止や避難路の確保など、市街地の防災性強化に向けた都市施設の再編を進めることが求められている。

（3）フォローアップの考え方

計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を検証し、必要に応じ改善措置を講じる。

本地区の市街地整備を契機に、区域内の近接地における市街地整備が連鎖的に展開することが重要であることから、都市計画制度と連携し、必要な準備を進め既存事業及び新規事業ともにその実施効果を高めていく。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】多世代交流拠点整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	県道 705 号沿道に秦野駅北口周辺のにぎわい創造に資する多世代交流拠点施設を整備するにあたり、現況調査、測量、権利調査、及び従前権利者への損失補償（用地取得費を除く）、基本設計のほか、建築設計、土地整備、施設整備を行うもの。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	公共施設等の来訪者数/通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	まちづくりビジョンで描く県道 705 号沿道における多世代の活動・交流の場の創出により、中心市街地における多様な活動を生むとともに、にぎわいを創出し、エリア全体の交流人口の拡大を図る。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】多世代交流拠点整備関連事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	県道 705 号沿道に秦野駅北口周辺のにぎわい創造に資する多世代交流拠点施設を整備するにあたり、事業に対する協力を得て、従前権利者から用地の取得を行う費用を計上する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	公共施設等の来訪者数/通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	県道 705 号沿道における多世代の活動・交流の場の創出を図るためには、従前権利者の協力による用地の提供が必要となる。主事業と併せて事業を実施するもの。		
【支援措置名】	中心市街地活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 10 年度	【支援主体】	総務省

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関連する事業

【事業名】 水無川沿い・市道 6 号線公共空間の活用検討

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	駅とまちなかをつなぐ交流・滞留空間の創出を図るため、市道 6 号線を含む水無川沿いの公共空間の活用方法を検討する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	歩いて暮らせる、歩いて楽しいまちづくりの実現に向けて、車道の一部を歩行空間に転用することによる人にとって居心地の良い空間の創出に向けた検討を行う。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】 多世代交流拠点区画道路整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	多世代交流拠点に関して、道路整備を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	県道拡幅や多世代交流拠点の整備に伴い、増加が見込まれる交通を整理し、同拠点や地区内へのアクセス性を高めることにより、回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】 市道 25 号線片町通り交差点改良事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 8 年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	県道 705 号の交差点改良に合わせ、市道 25 号線側の交差点改良を行う。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	
【目標】	選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上
【目標指標】	通行者・滞在者数

【活性化に資する理由】	県道から各商店街へ続く片町通りとの交差点改良を行うことにより、地区内へアクセス向上により通行者・滞在者数の増加を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】市道 82 号線（北口駅前広場）歩道整備事業

【事業実施時期】	令和 8 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	駅前広場の一部となっている市道 82 号線の一部に植栽やベンチを設置し、高質化と滞留空間を整備する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	駅前広場の整備事業と合わせて、駅を利用する一般車の流れを整理するとともに、植栽を整備することにより、当市が掲げる森林観光都市に相応しい環境を創出し、居心地のよい空間の創出を図る。 駅ロータリーの一部となっている市道 82 号線について、駅前広場整備事業と合わせて、効果的な滞留空間の創出を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】商業・業務の新たな核づくり

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	市及び市土地開発公社所有地を含む一団の画地を整理し、商業・業務のための高度な土地利用を促進する。事業可能性について調査し、必要に応じて交付金事業化を検討する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における土地の高度利用を図ることにより、生活利便性の向上や交流人口の増加を図る。		
【支援措置名】	優良建築物等整備事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】低未利用土地権利設定等促進計画策定事業

【事業実施時期】	令和 7 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	立地適正化計画を改定し、低未利用土地権利設定に係る指針及び低未利用土地権利設定等促進事業に関することを定め、土地活用の支援、流動化を推進する。次の税制特例を受けられるようにする。 ・登録免許税（地上権設定 1%⇒0.5%、所有権移転 2%⇒1%） ・不動産取得税 1/5		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数/居住満足度		
【活性化に資する理由】	税制特例制度を活用することが可能となるため、低未利用地の利活用が推進される。		
【支援措置名】	低未利用土地権利設定等促進計画制度		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】滞在空間創出快適性向上支援事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市、民間事業者		
【事業内容】	道路境界線沿いの一部に歩行者が休憩や余暇、その他の活動のため、快適に過ごせるオープンスペースを確保し、その部分に施設整備をする場合に、支援する制度を創設し、運用する。 (都市再生整備計画事業の活用を検討)		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	まちなかの道路沿いに、歩行者が滞在したくなる快適な空間を創出する事業者を支援する制度を整備し、連鎖的に滞在者を増やし、居心地がよく歩きたくなる中心市街地の形成を図る。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】壁面後退用地整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	建築物の後退により生じた土地と隣接する道路を一体的に使用し、歩		

	行者空間として公共利用するための整備。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	壁面後退を推し進めることにより、地区内の回遊性を高め、駅前から各商店街へ歩行者を誘導するとともに、居心地がよく歩きたくなる中心市街地の形成を図る。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】 地区計画策定事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	賑わいに資する良好な街並みを形成するため、区域内の一部に都市計画地区計画について、以下を方向性について調査検討する。 (1)多世代交流施設の整備を推進 (2)商業・業務施設の整備を誘導 (3)沿道の既存商店を保全又は利活用 (4)滞留空間の創出		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上/生活利便性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数/中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	にぎわいに資する土地及び建築物の利活用と、登録文化財を保全するための地域計画を整備することにより、まちの価値や魅力向上に向けた取り組みの共有と、持続的なまちづくりの推進に寄与する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、秦野駅から 800m 圏内に都市機能が集積しているが、中心市街地に立地するのは保育園と公園で、多世代かつ多様な市民が交流・活動できる、中核となる教育・文化施設が少ない状況にある。福祉施設は、認定保育園、障害児預かり施設などが点在している。

また、医療施設は救急指定を受けた病院が存在するが、老朽化しており、将来建替え等に備える必要がある。秦野駅から 800m 圏内に立地する交流施設においては老朽化が進んでおり、市内各所に住む子育て世代をはじめ多世代が利用しやすい環境を整えるため移転を計画している。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地に都市機能施設の立地が少ないことや、今後の更なる人口の高齢化や都市の持続的発展を考慮し、駅徒歩圏に市内外問わず多世代が利用しやすい環境を整え、本市における交流機会の創出を図るために、健康、子育て、公共サービス、防災等の都市・交流機能の充実を図ることは、経済、行政運営面でも重要な要素である。

また、市民が気軽に協議・発信できる場づくりや地域資源である水を活用した魅力発信や「デジタル技術の活用」などを行うことで、中心市街地の交流人口の増加を図る必要がある。

(3) フォローアップの考え方

都市福利施設の立地と存在期間は、人口密度と維持管理コストに影響を及ぼすことから、施設整備後は、施設の稼働状況、機能移転集約の時期、実施計画について追跡確認する必要がある。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】多世代交流拠点整備事業【再掲】

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	県道 705 号沿道における、秦野駅北口周辺のにぎわい創造に資する多世代交流拠点施設を整備する。また、必要となる区画道路や駐車場、広場等についても一体的に整備をしていく。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	公共施設等の来訪者数/通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	まちづくりビジョンで描く県道 705 号沿道における多世代の活動・交流の場の創出により、中心市街地における多様な活動を生むとともに、にぎわいを創出し、エリア全体の交流人口の拡大を図る。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】まちなかこども支援拠点整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	こども館機能等の移転検討（活動系・相談系）を行う。 多世代交流拠点における子育て支援事業を実施する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/生活利便性の向上		
【目標指標】	公共施設等の来訪者数/居住満足度		
【活性化に資する理由】	本計画の対象区域外に立地する青少年や子育て機能を備えた施設であるこども館の機能を中心市街地に移転し、他の公共機能と集約することにより、市内各所に住む子育て世代をはじめ多世代が利用しやすい環境を整え、居住や定住の促進につなげる。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】まちなか若者活動拠点整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	多世代交流拠点における若者の活動や居場所を創出するとともに、		

	若者の施設利用や相互交流の機会が得られるよう支援する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設等の来訪者数		
【活性化に資する理由】	若者がのびのびと活動し、自己実現を図ることのできる環境を、誰でも訪れやすい駅前に確保することにより、地区全体へ若者の活力を波及させる。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】市民活動スペース整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	多世代交流拠点における市民活動の場及び市民活動支援のための機能を整備する。ワークテーブル、利用受付、活動支援ロッカー（有料）、モニタなどを整備する。計画に当たっては、利用者の活動状況が把握でき、施設内外で一体的ににぎわいが感じられるよう視認性を高めた施設計画とする。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設等の来訪者数		
【活性化に資する理由】	市民が気軽に協議できる活動スペースを設けることにより、市民活動と交流機会を確保することができる。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】まちなか健康づくり事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	施設における健康事業の実施を行う。多世代交流拠点に健康や美容の増進に資する施設を整備する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設等の来訪者数		
【活性化に資する理由】	駅前という立地を活かし、健康・美容について触れるきっかけを増やし、元気で活力ある市民の健康増進を図る。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】 まちなか図書館事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	図書館		
【事業内容】	多世代交流拠点において、電子図書や図書に気軽に触れる機会を創出する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設等の来訪者数		
【活性化に資する理由】	駅前という立地を活かし、既存の来館者層以外の市民も気軽に図書に触れられる機会を創出し、新たな学びを得たり、考える力を育むきっかけを提供する。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】 市民学習講座事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	まちなかの施設等を活用した市民講座等を開催する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設等の来訪者数		
【活性化に資する理由】	市民が主体的に生涯学習へ参加できる場をまちなかに用意することにより、開講者と受講者双方の参加可能性を高め、市民同士の交流創出や新たな学びを得ることのできる場を提供する。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】 ギャラリー等の整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	市内の彫刻や美術品をより市民が親しめるようまちなかへのギャラリー整備を検討し、その実現を図る。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	
【目標】	交流人口の拡大
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設等の来訪者数
【活性化に資する理由】	多くの人の目に触れる駅前に恒常的なギャラリーコーナーを設けることにより、発信性を高め、市民の文化活動を活発なものにする。
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業

【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
------------	------------------	--------	-------

【事業名】多目的ホール整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	多世代交流施設に多目的ホールを整備することにより、駅前の立地を生かした多様なニーズに対応した事業を実施する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	公共施設等の来訪者数		
【活性化に資する理由】	多様な活動の用に供すことのできる多目的ホールを多世代交流拠点内に整備することで、交流人口の拡大を図る。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】まちなか防災機能整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	まちなか防災機能の強化のため、都市機能を更新し、多世代交流施設を整備するとともに、一時避難や帰宅困難者の受け入れ機能の一部を担う。（貯水槽、備蓄倉庫、かまどベンチ、簡易テント、防災トイレ）		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	市内 4 駅で最も乗降客数の多い秦野駅周辺では、多くの人が災害時に帰宅困難になることが見込まれる。加えて、付近は古い木造建物が密集していることから、災害時の被害が大きくなると想定されるため、防災機能の強化を図り、安心安全なまちづくりを進める。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】魅力情報発信盤整備事業（施設内外）

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	建物内外に表示モニタを設置し、館内利用状況や、地域の情報発信及び利用者の施設利用による自身の効果を発信できる環境を整備する。		

活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	公共施設等の来訪者数		
【活性化に資する理由】	多世代交流施設にデジタル情報発信盤を整備することにより、活動や情報を可視化し、通りがかりの歩行者が効果的に情報を収集することができ、加えて、利用者が情報発信や、コミュニケーションができる機能を持たせることで、新たな交流を生むきっかけづくりを行う。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業、まちなかウォークアブル推進事業又はデジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省・総務省

【事業名】 秦野名水活用検討事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	地域資源である秦野名水の魅力を体感し、市民や来街者が親しむことのできる活用方法を検討する。（せせらぎ・ミスト・鹿威しなど）		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	公共施設等の来訪者数		
【活性化に資する理由】	当市の景観資源の一つである水に親しみを持ってもらえるような設備をまちなかに設け、市内外へ魅力として情報発信を行うことで、水にまつわる市内のスポットの回遊や、歴史文化への興味を持つ機会となる。		
【支援措置名】	暮らし・にぎわい再生事業、都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 公共施設ストックマネジメント事業

【事業実施時期】	令和 7 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	既存の公共施設の利用実績や子育て世代、若者などのニーズを踏まえ、まちなかに利便性の高い施設整備に向けた公共公益施設の統廃合を検討する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	長期的な視点で既存の公共施設を効率的に管理し、生活サービス機能の水準を維持することにより、持続可能で住みよいまちづくりを実現する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

秦野駅周辺の居住人口が減少していることから、土地利用や都市機能の更新により、居住環境を確保していく必要があるが、現時点では公的な住宅整備用地及び計画がないことから、この計画の中での実施見込みは低い。しかしながら、都市経営的、健康福祉的な視点では、歩いて暮らせる居住環境の確保は、重要なテーマであることから、多世代交流施設の整備に係る進捗状況を踏まえ、受け皿となる居住環境の確保について検討する必要がある。

(2) 街なか居住の推進の必要性

人口減少と空洞化が進む中では、人々が集い、交流できる魅力ある場づくり形成が必要であり、行政誘導による最低限の投資的整備が優先と考える。そのため、多世代交流拠点の整備を推進しつつ、この5か年計画においては、民間住宅整備に係る既存ストックや住み替えを含む新規住宅供給について、少量ずつ段階的に住宅ストックを確保することを基本に、低未利用地の集約や機能移転により、行政又は民間による中心市街地住宅供給事業を含めた、事業用地の確保を検討していくこととする。

(3) フォローアップの考え方

住宅供給動向や、人口密度の推移を確認していく。また、民間の共同住宅供給事業のうち、一定条件を満たすものについては、事業者に対する補助制度を検討する。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 移住・定住促進事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	若年層の移住定住促進を目的とする住宅購入補助制度等の活用など、中心市街地の住宅購入を促す仕組みを検討する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	地区内の移住者増に向けた施策により、まちなかの活動人口を増やし、周辺一帯におけるにぎわいの創出につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】 空家バンク事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	中心市街地における空家の活用促進を図る事業。 (R6 年度 空家調査を実施予定)		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	地区内に目立つ空家を一つの資源と捉え、地区内人口の増加に資する制度づくりを行う。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【1】経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

秦野駅北口周辺の中心商店街は、8つの商店街で形成されており、古くから中心的な商業地として市民等を支えてきた。一方、近年は空き店舗が増加し、商店ではなく住宅等が建設される等、商店街の形が変化し、中心市街地の活力が衰退している状況にある。

また、複合的な商業施設が地区周辺に少なく、買い回り品などの購入には、近隣都市のショッピングモールに赴く傾向がある。

(2) 経済活力の向上の必要性

中心市街地周辺で開催される市内最大の観光イベントの「秦野たばこ祭」は、令和5年度は、2日間で35万人以上が来場しており、市内への誘客や地域経済振興の一助となっている。また、複数の商店街が位置する中心市街地が地域の人々の生活を支えるとともに商店主を始めとする地域の方々がまちの発展に貢献してきた。

このように、地域の回遊性・来街客数の増加に資するイベント支援や地域資源を生かし、様々な団体が連携して賑わいの創出を図ることが経済活力の向上においても重要となっている。

また、商業・業務機能の低下は来訪者やにぎわいの減少の要因でもあることから、中心市街地における開業サポートや商店街の環境整備を図ることで、商店街のにぎわい創出や持続的なコミュニティ形成を促進するとともに、生活の利便性向上に資する魅力的な情報を発信することで、日常的な来街者、通行者・滞在者数の増加につなげることが必要となっている。

(3) フォローアップの考え方

まちで活動する人を増やし、まちに滞在する時間が長くなることで、まちでの消費機会が増えるため、日常と非日常の取り組みを組み合わせ、その効果を検証する。

【2】具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

【事業名】民間事業者による商業イベント・研修会事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	商店街・商連、まちづくり会社、民間事業者
【事業内容】	水無川沿い・商店街通りのイベント、啓発イベント・研修会、空き店

	舗活用集客イベント。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数/居住満足度		
【活性化に資する理由】	民間事業者が、自主的に様々なイベントを企画・実施することにより、事業者同士の結びつきを強めるとともに、地元商店街の集客力向上に向けて一丸となって取り組むための補助を行う。		
【支援措置名】	民間中心市街地商業活性化事業計画		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	経済産業省

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 商店街空き店舗対策事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	空き店舗を活用して開業した事業者に対して、改装費等の一部を補助する。補助額…改装費 30%（上限 50 万円）、賃借料 30%（上限 36 万円、最大 2 年間）、広告宣伝費 50%（上限 15 万円）		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	新規出店に伴う空き店舗改修により、商店街の個店の魅力向上につながる。なお、補助に当たっては、その事業性を審査し、補助の決定後は、中小企業診断士の無料診断を実施し、継続的・安定的な経営を支援することで商店街のにぎわい創造を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】 商店街販売促進事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	中心市街地における商店街事業に対し、市が補助金を交付する。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	
【目標】	生活利便性の向上
【目標指標】	中心市街地営業店舗数/居住満足度
【活性化に資する理由】	中心市街地において商業者だけでなく、学生や自治会、商店会同士等多様な主体との連携を促進するとともに、魅力的な事業を支援することで、来街者の購買機会や購買意欲を増加させる。

【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】 電子地域通貨関連事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	地域経済及び地域コミュニティの活性化などを推進するため、電子地域通貨を導入する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	地域内に限定した通貨により、市外に流出しているお金を地域内に循環させ、観光客等に利用してもらうことで、域外の消費を呼び込む。 また、市内店舗でしか買えない商品、サービスづくりや個店からの情報配信により、個店のファン作りや誘客促進を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】 商業施設建築利子補給金交付事業

【事業実施時期】	令和 7 年～令和 11 年		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	中心市街地における商業施設建築に対する利子を市が補助する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における土地の高度利用を促進することで、生活利便性の向上や施設利用者等を中心とした歩行者通行量の増加を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】 既存商業施設リニューアル整備費補給金交付事業

【事業実施時期】	令和 7 年～令和 11 年
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	中心市街地における既存建築物を活用し、店舗営業をするための改修費用の一部を市が補助する制度を創設し、給付金を交付する。 (防火、耐震改修、省エネルギー性能向上に資する分を含む)
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	

【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における既存建築物を商業施設として再整備する費用を支援することにより、低未利用の建築物を店舗として商業活用し、生活利便性の向上や施設利用者等を中心とした通行者・滞在者数の増加を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】 秦野たばこ祭開催補助事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野たばこ祭実行委員会		
【事業内容】	本市発展の礎を築いたタバコ葉栽培への情熱を引き継ぐため、中心市街地の商店街エリアにおいて、秦野たばこ祭実行委員会が実施するイベントに対し、市が補助金を交付する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の歴史や地域の魅力を市内外に発信するとともに、多様な主体による事業を通して、継続的な来街者の増加や継続的な商業振興、中心市街地の魅力向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】 まほろば大橋等イルミネーション開催補助事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度
【実施主体】	秦野たばこ祭実行委員会
【事業内容】	中心市街地である秦野駅北口にかかる「まほろば大橋」の時計塔を中心にイルミネーションを設置することに対し、市が補助金を交付する。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数
【活性化に資する理由】	イルミネーションによって彩られた居心地の良い歩行空間を創出することにより、通行者・滞在者数の増加や滞在者のアクティビティ

	の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】地域の回遊性に資するイベントの実施事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野商工会議所、秦野市観光協会等		
【事業内容】	地域の回遊性・来街客数の増加に資する、グルメイベントや地域資源を生かしたまち歩き等の実施する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	県道の拡幅や、多世代交流拠点の整備によって生み出されるにぎわいを、地区全体へ波及させるための施策として、回遊性の向上につながるイベント等を実施する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】上宿観音市開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	本町上宿自治会、上宿商栄会		
【事業内容】	中心市街地における観音堂で毎月実施する市民協働型のマルシェを開催する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	観音堂をまちづくりビジョンで描く地域の交流の場とするとともに、商店街への来街者の増加と魅力的な商店街の商品を PR することで、日常的な来街者、滞在者のアクティビティの増加につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】丹沢日和フェスティバル開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
----------	------------------	--	--

【実施主体】	小田急電鉄株式会社、丹沢日和フェスティバル実行委員会		
【事業内容】	小田急線秦野駅のペDESTロリアンデッキ、南北階段スペース等を活用し、1日アミューズメントパークのようなコンテンツを集め、エンターテインメントを楽しむ子供が溢れるようなイベントを行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	小田急電鉄の企画によって、秦野駅北口を中心とした新たな魅力が創出され、来場者と鉄道関係者・商店会・地域団体の新たな関係が生まれることで、通行者・滞在者数の増加や駅前広場等における通行者・滞在者のアクティビティの向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省

【事業名】丹沢日和 70GO 開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	丹沢日和 70GO 実行委員会		
【事業内容】	小田急線秦野駅のペDESTロリアンデッキや駅前広場等を活用して、毎月第 4 土曜日に実施する市民協働型のマルシェを開催する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における様々な主体が連携し、にぎわいの創造を図るとともに、定期的な継続実施により、通行者・滞在者数の増加や駅前広場等における通行者・滞在者のアクティビティの向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】県道 705 号沿道夏祭り開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度
【実施主体】	秦野駅前通り商店街
【事業内容】	県道 705 号における商店街主催の夏祭りイベントを継続開催する。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの

	向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	商店街のコミュニティの形成を促進するとともに、商店街への来街者の増加と魅力的な商店街の商品を PR することで、日常的な来街者、通行者・滞在者数の増加につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】地蔵まつり開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	花みずき通り商店会		
【事業内容】	中心市街地の商店街エリアにおけるキャンペーンとイベントを実施する。（地蔵まつり）		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/通行者・滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	商店街のコミュニティの形成を促進するとともに、商店街への来街者の増加と魅力的な商店街の商品を PR することで、日常的な来街者、通行者・滞在者数の増加につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】まちなか開業サポート事業

【事業実施時期】	令和 8 年～令和 11 年
【実施主体】	秦野市、まちづくり会社
【事業内容】	開業者、賃貸者募集事業を行い、借主・貸主とのマッチングを支援するとともに、具体的な事業のコーディネートについても企画提案し、応募者を募集する。なお、まちづくり会社等が設立された場合は、当該事業者の事業として実施する。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	
【目標】	交流人口の拡大
【目標指標】	交流創出事業数
【活性化に資する理由】	遊休建物の所有者と開業意欲のある事業者がマッチングするためのシステムを構築し、新規参入の敷居を下げることにより、地区内における商業の活性化を図り、市民の生活利便性を高める。

【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】登録有形文化財の維持及び活用支援事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	登録有形文化財を活用したにぎわいに資する取組をする場合、その施設の補修、維持保全に要する費用の一部を給付する制度を創設し、給付を行うもの。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	歴史的価値のある登録有形文化財を、地域共有の財産として保全し、未来に残していくために、その価値を広く伝え、交流人口を増やすだけでなく、施設の修繕や維持管理費を一部支援することを含めた仕組みづくりを進める。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】レトロ空間形成支援事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	はだの昔の歴史や生活様式を感じることができる空間を保全し、又は形成するために必要な事業費を支援する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	秦野の歴史を伝え、昔の生活様式に価値を感じることを通じて、交流人口の増加の展開が期待できる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

【事業名】デジタル空間形成支援事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市・民間事業者		
【事業内容】	地元企業と連携し、最先端技術を用いてデジタルの世界を体験できる空間を整備する。		

活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	デジタル社会を学習、体験できる空間を整備するにあたり、企業、学術、金融等の連携が生まれ、市民に対して新たな体験空間を提供することで、より一層の交流機会の増加を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】商業・業務の新たな核づくり【再掲】

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	市及び市土地開発公社所有地を含む一団の画地を整理し、商業・業務のための高度な土地利用を促進する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における土地の高度利用を図ることにより、生活利便性の向上や交流人口の増加に繋がる。		
【支援措置名】	優良建築物等整備事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関連する事業

【事業名】県道 705 号沿道商店街灯整備事業

【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 11 年度
【実施主体】	秦野駅前通り商店街
【事業内容】	県道 705 号沿道に、防災・防犯面の向上、夜間の沿道景観の向上を目的とした街路灯を商店街により設置する。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	
【目標】	選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上
【目標指標】	通行者・滞在者数
【活性化に資する理由】	県道沿いの商店街灯の再整備に当たり、まちの将来像と調和するデザインを検討するとともに、夜間の防犯対策と回遊性向上を図る。

【支援措置名】	都市再生整備計画事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】 駅前観光情報発信拠点整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市、秦野市観光協会		
【事業内容】	駅ビル等の空き店舗を活用し、来街者や市民に対する情報発信の場の整備・運営を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	情報発信を目的とした拠点を駅ナカに整備し、地区の魅力を発信することにより、市内の観光地や多世代交流拠点だけでなく、地区全体へ来街者を誘導し、にぎわいの波及を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】 上宿通り歩行環境改善検討事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	上宿商栄会		
【事業内容】	上宿通りについて、安心安全な歩行空間の確保に向けた検討を行うとともに、商店街らしさと上宿商店街としてのシンボル性や商業景観を形成するため、商店街灯の機能更新を検討する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	選ばれる道となる沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	上宿通りの歩行空間の安全性や快適性を向上させることで、通行者・滞在者数の増加が期待できる。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】 商店街等診断・サポート制度活用事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度
【実施主体】	秦野市、商店街
【事業内容】	経済活力の向上とエリア価値向上の取組を支援するため、専門家の派遣事業を活用し、地域課題に対する行動変容を促す取組を行う。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	

【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	商店会や商工会議所が、専門家の助言を受けることで、時代やニーズに見合った商業展開や魅力向上のための行動につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地・商店街等診断・サポート事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	経済産業省 (中小機構)

【事業名】 中小企業アドバイザー制度活用事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	経済活力の向上とエリア価値向上の取組を支援するため、中小企業アドバイザーの派遣制度を活用し、専門的知見からの助言や解決策の提案を受ける。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地活性化協議会に対し、アドバイザーが助言をすることで、協議事業の多様化や事業の深化が期待される。		
【支援措置名】	中小企業アドバイザー派遣事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	経済産業省 (中小機構)

【事業名】 中心市街地活性化協議会運営支援制度活用事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	中心市街地活性化協議会支援センターを通じ、情報収集や情報発信、交流活動を行う。（w e b サイト「まちかつ」の掲載、メールマガジンの活用、You Tube まちかつチャンネルの利用などを検討する。）		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	中心市街地活性化協議会支援センターなど外部との情報交換によって、当協議会における調査研究、情報発信活動を深め、協議会活動のと人材交流人口の増加などが期待される。		
【支援措置名】	中心市街地活性化協議会運営支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	経済産業省

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 まちづくり会社設立支援事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議		
【事業内容】	まちづくり会社設立に関し、目的、必要性、手続き、体制、事業内容、事業計画、事業収支、許可・登録等について調査し、設立に向けた検討を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	公益性と企業性を併せ持つまちづくり会社を新たに組織し、より地域に密着した法人として、地区のにぎわい創出事業をリードすることが期待される。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

秦野駅前交通広場は、停車台数の許容量に対し、流入車両台数が多い状況にある。また水無川沿い兩岸の道路は、通過交通車両も混在するため、時間帯や天候により混雑している状況にある。県道 705 号（秦野駅前通り）においては、拡幅整備を進めており、整備後に対面通行を予定しているが、駅に直結する路線のため一般車両の通行増加が懸念されるほか、多世代交流施設の整備に伴い、交通への影響が懸念される。

今後は、バス交通の経路の見直しや、一般車両の過剰な流入を抑制した、公共交通と歩行者が中心のまちとするための検討が急務となっている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

県道 705 号の拡幅を契機として、今後の公共交通施策、土地利用計画や、観光施策、歩いて暮らせるまちづくりなどに配慮した検討を行う必要がある。

具体的には、駅前広場の交通計画、駅周辺の交差点処理、バス交通及び多世代交流施設の整備に伴う駐車場などのあり方とともに、公共交通の乗車・降車位置、物流、一般車両の流入、速度規制などの考え方を検討する必要がある。

(3) フォローアップの考え方

今後の都市基盤整備の計画、整備状況や、交通量調査・推計を踏まえ、駅周辺交通のあり方を検討する。その結果及び公共交通の利用状況の変化を踏まえ、必要な取り組みを実施する。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

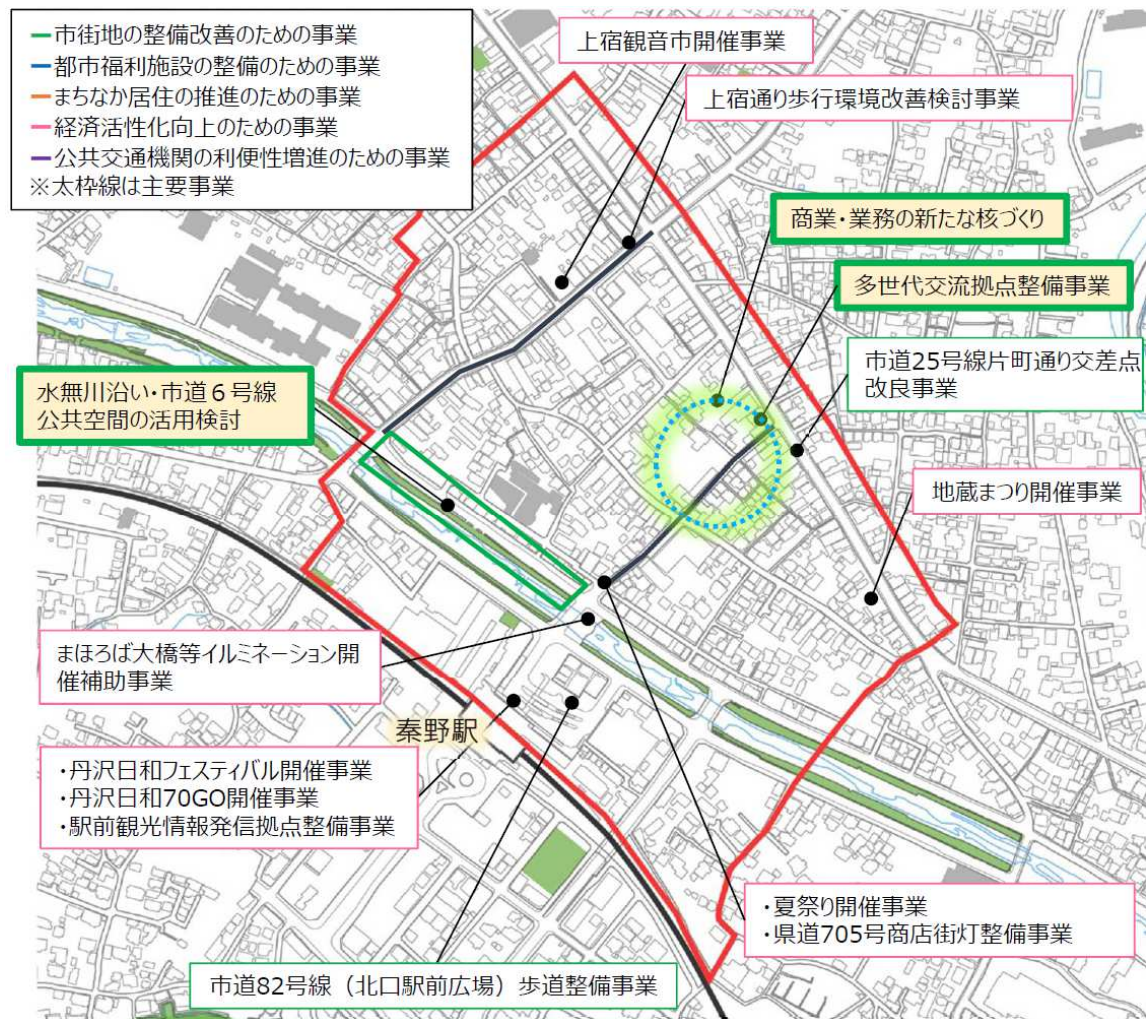
【事業名】 バス路線検討事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 8 年度		
【実施主体】	秦野市、神奈川中央交通株式会社		
【事業内容】	県道 705 号沿道整備に伴うバス路線の在り方検討を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	県道拡幅や交差点改良に加え、将来的に計画している駅前広場の整備に合わせて、地域の重要な交通手段となっているバス路線網を見直し、地区内の回遊性向上を図る。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】 交通影響調査予測事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	県道 705 号の整備や多世代交流施設整備による道路交通への影響や、駐車場整備のあり方、周辺交差点への影響、歩行者優先道路のあり方について検討する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	県道拡幅や多世代交流施設の整備後の交通の変化や課題を把握し、にぎわいづくりを進める。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



実施箇所が特定されない事業

- ・多世代交流拠点関連事業
- ・多世代交流拠点区画道路整備
- ・低未利用土地権利設定等促進計画策定事業
- ・滞在空間創出快適性向上支援事業
- ・壁面後退用地整備事業
- ・地区計画策定事業

- ・まちなか子ども支援拠点整備事業
- ・まちなか若者活動拠点整備事業
- ・市民活動スペース整備事業
- ・まちなか健康づくり事業
- ・まちなか図書館事業
- ・市民学習講座事業
- ・ギャラリー等の整備事業
- ・観覧・多目的ホール整備事業
- ・まちなか防災機能整備事業
- ・魅力情報発信盤整備事業（施設内外）
- ・秦野名水活用検討事業
- ・公共施設ストックマネジメント事業

- ・民間事業者による商業イベント・研究会事業
- ・商店街空き店舗対策事業
- ・商店街販売促進事業
- ・電子地域通貨関連事業
- ・商業施設建築利子補給金交付事業
- ・既存商業施設リニューアル整備費補給金交付事業
- ・秦野たばこ祭開催補助事業
- ・地域の回遊性に資するイベントの実施事業
- ・まちなか開業サポート事業
- ・登録文化財の維持及び活用支援事業
- ・レトロ空間形成支援事業
- ・デジタル空間形成支援事業
- ・商店街等診断・サポート制度活用事業
- ・中小企業アドバイザー制度活用事業
- ・中心市街地活性化協議会運営支援制度活用事業
- ・まちづくり会社設立支援事業

- ・移住・定住促進事業
- ・空家バンク事業

- ・バス路線検討事業
- ・交通影響調査予測事業

9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事業

〔1〕市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を総括する組織（要員、専任職員の配置状況も）

年月日	組織状況
令和 5 年 4 月 1 日	担当 2 名
令和 6 年 4 月 1 日	担当 4 名 ・組織改正により、担当職 2 名増員し、秦野駅北口にぎわい創造担当課を設置し、計 4 名にて計画を推進

(2) 庁内の連絡調整のための会議（活動状況も）

年月日	会議状況
令和 5 年 4 月 12 日	第 1 回秦野駅北口周辺にぎわい創造プロジェクト推進会議
令和 6 年 2 月 16 日	第 2 回秦野駅北口周辺にぎわい創造プロジェクト推進会議
令和 5 年 5 月 11 日、 9 月 12 日、11 月 30 日、12 月 20 日、 令和 6 年 4 月 17 日	拠点整備に向けた意見交換会（多世代交流施設庁内検討会）
令和 6 年 4 月 日	区画道路、給排水設備に係る意見交換
令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回道路空間の利活用に関する意見交換
令和 6 年 6 月 22 日	第 2 回道路空間の利活用に関する意見交換

(3) 秦野市議会における中心市街地活性化の審議内容

年月日	審議状況
令和 6 年 6 月 20 日	一般質問にて、中心市街地活性化基本計画の取組状況、多世代交流施設の取組、導入機能の内容について答弁。
令和 6 年 6 月 14 日	常任委員会質問にて、秦野駅北口周辺のまちづくりの概要及び取り組み状況、区域内の他の商店街への展開について説明。

〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 秦野市中心市街地活性化協議会の概要（設立日、組織・体制、役割等）

設立日：令和 6 年 7 月 9 日

名 称：秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議

体 制：会長 1 名、副会長 2 名、監査 1 名

役 割：基本計画の策定、計画内容の協議、認定実施計画の推進、制度調査研究

(2) 構成員及び開催状況（開催日、議題、議事概要、議決状況等）

構 成：学識経験者、経済団体、公共交通団体、商店会後継者団体、建設関係、地域住民、商店会、金融機関、観光振興、行政（県・市）

開催日：令和 6 年 3 月 29 日

- 議題 1 水無川沿い社会実験結果について
- 2 令和 6 年度の社会実験内容について
- 3 まちづくり会議事業収支予算について
- 4 国土交通省補助金の内容について
- 5 まちづくり会議規約改正について
- 6 社会実験受託事業者の選定
- 7 令和 6 年度のスケジュールについて
- 8 中心市街地活性化基本計画の概要案について

開催日：令和 6 年 7 月 9 日

- 議題 1 まちづくり会議規約改正について
- 2 令和 6 年度事業計画及び収支予算について
- 3 社会実験の実施内容について
- 4 中心市街地活性化基本計画素案について
- 5 多世代交流拠点整備に向けた検討について

(3) 法第 15 条各項の規定に適合していること

第 1 号：中心市街地整備推進機構（秦野市観光協会）
第 2 号：秦野市商工会議所

(4) 基本計画の作成に際して協議会から意見を聞いたことがわかる資料（意見書等）

議事録：意見集約文書

※実施後記録

(5) 協議会の規約

【3】基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析及びニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計的データ等より地域の現状を把握・分析し記載。

②地域住民のニーズの客観的な把握・分析

※別途記録

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3]地域住民のニーズ等の把握」において、ワークショップやアンケート等により結果を分析し記載。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

※実施後記載

①パブリックコメントの実施

本計画の素案について、広く市民等の意見を聴取するため、令和 6 年●月●日から令和 6 年●月●日までの●日間、パブリックコメントを実施した。

募集期間	令和 6 年●月●日（●）～令和 6 年●月●日（●）
意見提出者数	

意見数	
○主な意見概要	
項目	意見概要

②地域住民等を対象とした協議・検討の場（住民説明会、ワークショップ、タウンミーティング）の設置状況と実施状況

実施日時	令和 6 年 6 月 19 日（水）
意見提出者数	8 名 片町自治会への説明
意見数	・ 事業の迅速化 ・ 空き店舗の活用の推進、体制整備の状況 ・ 人口減少への危機意識、対応

実施日時	令和 6 年 5 月 29 日（水）
意見提出者数	本町小学校第 5 学年生への説明（総合学習）
意見数	・ シャッターが閉じた店舗が多い ・ 古くて閉じたままのお店は新しくした方が良い。活用すべき、活用したい、どうしたら皆が笑顔になるか、考えたいとの意見多数 ・ 子供たちが遊べる場所を増やして欲しい ・ みんなが安心して集まれる施設があれば、にぎわう ・ みんなが幸せで笑顔を浮かべることができる交流スペースができれば、行ってみたい ・ 秦野に多い登山やスポーツイベントがあるとよい ・ 商店街に屋根を付けたら雨でも歩きやすい ・ 人口減少への危機意識、対応

※実施後追加

③社会実験の実施

中心市街地活性化につながる取組を商店街・事業者・市民・行政等が一体となって推進するにあたり、拠点整備や活用に向けた検証や担い手育成を目的に社会実験を実施した。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4]これまでの中心市街地活性化に関する取組み」において、概要を記載。

○実施経過

実施日	目的
令和 5 年 7 月 12 日（水）～ 令和 5 年 7 月 16 日（日）	・ 県道 705 号沿道の交流拠点に必要な機能の検証及び屋外空間の活用策の検証

令和 5 年 11 月 18 日（土）、 19 日（日）	▪ ビジョン実現に向けた居場所の在り方及び環境の在り方の検証（水無川沿いの活用検討）
令和 6 年 8 月 25 日（日）	▪ 継続実施に向けた体制の検討、水無川沿いゾーン以外へのにぎわいの波及（回遊性向上）
令和 6 年 11 月（予定）	▪ 水無川沿いの将来像の実現に向けて、快適な歩行者空間の確保及び歩車共存のあり方の検討

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕都市機能の集積の促進の考え方

市内は全域が都市計画区域であり、都市計画図のとおり用途地域を指定し、計画区域を含む秦野駅と、鶴巻温泉駅・東海大学前駅・渋沢駅の小田急線4駅周辺（以下、「小田急4駅周辺」という）を中心に、商業地域及び近隣商業地域とし、そのまわりを取り囲むように各種住居地域を指定し、都市機能の集積を図っている。

<秦野市都市マスタープラン>

小田急4駅周辺を本市の都市拠点と位置付けており、中でも、秦野駅周辺については、市の「中心都市拠点」と位置付け、高次都市機能を誘導し、交流人口の増加と、にぎわい創出を図ること、魅力ある商業地の形成や空き店舗等の有効活用による商店街の活性化等を図るとしている。

<秦野市立地適正化計画>

都市機能誘導区域が計画区域全域を包含しており、市の「中心都市拠点」として、高次都市機能の誘導とともに、生活サービス施設を徒歩圏に充実させることなどを示している。

〔2〕都市計画手法の活用

秦野市は、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯を含む市町村に該当するため、特別用途地区等の活用による準工業地域における大規模集落施設立地制限は適応されない。

〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

（1）秦野市内の大規模建物等の立地状況

秦野市内における、大規模小売店舗等の立地状況を「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔2〕地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」に掲載している。

中心市街地内には大型小売店は立地しないが、駅から800mの位置に市内で最も売り場面積の大きい「イオン秦野店」が立地する。

（2）秦野市内における公共施設

中心市街地における主な都市機能の立地状況を「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔2〕地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」に掲載している。

秦野駅周辺には、駅から800m圏内に都市機能が集積しているが、中心市街地に立地するのは保育園と公園で、市民が交流・活動できる施設が少ない状況にある。

また、「はだのこども館」については、建物の老朽化が進み、移転が計画されている。

○市立公民館等

施設名	駅 800m圏	施設名	駅 800m圏
西公民館		堀川公民館	
上公民館		はだの歴史博物館	
南公民館	○	宮永岳彦記念美術館	
北公民館		はだの浮世絵ギャラリー	
東公民館		ほうらい会館	
鶴巻公民館		保健福祉センター	

渋沢公民館		表丹沢野外活動センター	
本町公民館	○	はだのこども館	○
南が丘公民館			

○児童館・児童センター

施設名	駅 800m圏	施設名	駅 800m圏
末広ふれあいセンター		堀山下	
平沢		沼代	
いずみ		曲松児童センター	
西大竹		渋沢	
横野		千村	
戸川		柳川	
三屋台		堀川	
北矢名		鶴巻	
広畑			

【4】都市機能の集積のための事業等

4 から 8 に掲載した事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、次のとおり。

分類	事業名
4. 市街地整備改善のための事業	・水無川沿い・市道 6 号線公共空間の活用検討
5. 都市福利施設の整備の事業	・多世代交流拠点整備事業 ・公共施設ストックマネジメント事業 ・まちなかこども支援拠点整備事業 ・観覧ホール・多目的ホール整備事業 ・まちなか防災機能整備事業 ・魅力情報発信盤整備事業
6. 街なか居住の促進のための事業	・移住・定住促進事業
7. 経済活力の向上のための事業	・商業・業務の新たな核づくり ・商店街空き店舗対策事業 ・商業施設建築利子補給金交付事業 ・駅前観光情報発信拠点整備事業 ・まちなか開業サポート事業
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	・バス路線検討事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

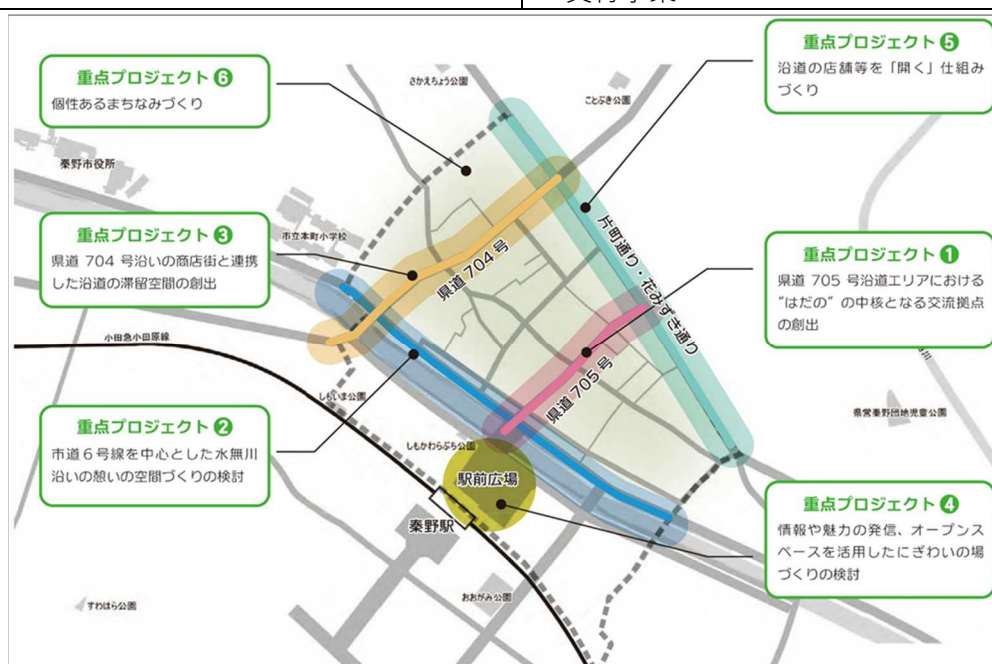
〔1〕基本計画に掲げる事業などの推進上の留意事項

<秦野駅北口周辺まちづくりビジョンの推進>

秦野駅北口周辺の地域資源やこれまでの地域活動等の蓄積を活かしながら、これまで以上に、公民が連携して取り組むための指針として、2023（令和 5）年 11 月に秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議により策定。「-名水と歴史がつなげる未来- しなやかな街なか暮らし」を地区の将来像に、当該区域を 6 つのゾーンに分け、ゾーン別の目指すべき方向性を示している。

また、本ビジョンの実現に向け、優先的に取り組むべき課題を有し、併せて、より高い効果が期待される取組として、6 つの重点プロジェクトを位置付け、推進していくこととしている。中心市街地活性化基本計画に位置付けた主な事業は次のとおりである。

重点プロジェクト	事業
①県道 705 号沿道エリアにおける“はだの”の中核となる交流拠点の創出	・多世代交流拠点整備事業 ・商業・業務の新たな核づくり事業
②市道 6 号線を中心とした水無川沿いの憩いの空間づくりの検討	・水無川沿い・市道 6 号線公共空間の活用検討
③県道 704 号沿いの商店街と連携した沿道滞留空間の創出	・県道 704 号歩行空間向上検討事業 ・上宿観音市開催事業
④情報や魅力の発信、オープンスペースを活用したにぎわいの場づくりの検討	・駅前広場整備事業 ・滞在空間創出快適性向上支援事業 ・駅前観光情報発信拠点整備事業
⑤沿道の店舗等を「開く」仕組みづくり	・地蔵まつり開催事業 ・商店街空き店舗対策事業 ・商業施設建築利子補給金交付事業
⑥個性あるまちなみづくり	・商店街販売促進事業 ・既存商業施設リニューアル整備費補給金交付事業



【2】都市計画等との調和

<秦野市総合計画>及び<第2期秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略>

2021（令和3）年3月に策定した秦野市総合計画および第2期秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「住んでみよう・住み続けよう」秦野みらいづくりプロジェクト」をリーディングプロジェクトに、下記の6つの基本目標を掲げており、基本目標3において、計画区域を含む小田急4駅周辺の活性化を図ることとしている。

プロジェクト1. 健康で安心して暮らせるプロジェクト

プロジェクト2. 未来を拓く子育て・教育プロジェクト

プロジェクト3. 小田急4駅周辺のにぎわい創造プロジェクト

「温泉」、「大学」、「まちの中心地、文化歴史」、「表丹沢」など、小田急線4駅それぞれの魅力ある地域資源や特色を生かした、楽しい「まち歩き」の仕掛けづくりなどにより、活力あふれるにぎわい創造に取り組みます。

プロジェクト4. 新東名・246バイパスの最大活用プロジェクト

プロジェクト5. 新たな日常創造プロジェクト

横断プロジェクト. 移住・定住活性化（プロジェクト3・4の横断プロジェクト）

<秦野市都市マスタープラン>

秦野市都市マスタープランでは、小田急4駅周辺を本市の都市拠点と位置付けており、中でも、秦野駅周辺については、市の「中心都市拠点」と位置付け、高次都市機能を誘導し、交流人口の増加と、にぎわい創出を図ること、魅力ある商業地の形成や空き店舗等の有効活用による商店街の活性化等を推進する。

<秦野市立地適正化計画>

秦野市立地適正化計画では、都市機能誘導区域が計画区域全域を包含しており、市の「中心都市拠点」として、高次都市機能の誘導とともに、生活サービス施設を徒歩圏に充実させることなどを示している。

<小田急4駅周辺のにぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針>

小田急4駅周辺が、それぞれの特徴を生かした都市の拠点として魅力を高めることを目的に、公民が一体となって取り組む機運の醸成と体制の構築を進め、「企業の新規立地、既存施設の再整備等による投資の誘導」「低未利用地の活用の推進及び便利に暮らせる街並みの形成」「公共施設の再配置と連動した公共サービス、公益機能の充実」といった取組により、駅周辺市街地における歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちづくりを推進する。としている。

【3】その他の事項

(1) 環境・エネルギー等への配慮

<ゼロカーボンシティの実現>

2021（令和3）年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明し、その実現に向けた取組を着実に推進していくため、「秦野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地域特性を活かした取組として、再生可能エネルギー設備の設置導入の促進や屋上や壁面の緑化等による緑地の確保に取り組むとしている。

(2) 国の地域活性化施策との連携

<第2期秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略>

2021（令和3）年3月に第2期秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。「“住んでみよう・住み続けよう”秦野みらいづくりプロジェクト」をリーディングプロジェクトに、基本目標3において、計画区域を含む小田急4駅周辺の活性化として、それぞれの魅力ある地域資源や特色を生かした、楽しい「まち歩き」の仕掛けづくりなどにより、活力あふれるにぎわい創造に取り組むこととしている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な 4 から 8 までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事業」から「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項」に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ的確に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	各事業の実施主体に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	各事業の実施時期に記載